

第117回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月21日（月）午前10時

会場

グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

目次

株主の皆様へ	1
定時株主総会招集ご通知	2
議案 取締役12名選任の件	
株主総会参考書類	7
事業報告	24
連結計算書類等	52

野村ホールディングス株式会社

（証券コード 8604）

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策として、本年の株主総会においては以下の対応を取らせていただきます。

株主の皆様には大変なご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- 感染拡大防止のため、当日の会場へのご来場は、極力お控えください。
- 会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合があります。
- ご入場の際等の検温、消毒およびマスク着用にご協力をお願いいたします。
株主様に発熱や咳等の症状が認められた場合、ご入場をお断りいたします。また、会場内においても同様の症状が認められた場合は、ご退場いただくことがあります。
- その他議事の時間を短くする等、株主の皆様が会場に滞在する時間を短縮するための運営を取らせていただきます。
- 本株主総会では、当社ウェブサイトを通じて事前の質問受付および事後の動画配信を行います。（詳細は4頁をご参照ください。）
- 議決権行使につきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）を是非ご活用ください。（詳細は5頁の「議決権行使に関するご案内」をご参照ください。）

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、コロナ禍の不透明な事業環境が続く中、コストコントロールも手を緩めることなく進め、グローバルに持続的な利益を確保できる体制を整えるべく邁進してまいりました。主要３部門の収益合計は前期比で11%増、税前利益は同35%増となりました。この結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は1兆4,019億円、税前利益は2,307億円、当期純利益は1,531億円となりました。

配当につきましては、当社の配当方針に基づき、2021年3月末を基準日とする配当金を1株につき15円、中間配当とあわせて年間の配当金としては1株につき35円とさせていただきました。

なお、先日公表しました、米国子会社における米国顧客との取引に起因した多額の損失につきましては、大変なご心配をお掛けいたしました。当社および当該米国子会社の財務基盤は強固であり、同事案によって業務遂行や財務健全性に問題が生じることはありませんが、経営陣一同、本事案を重く受け止め、リスク管理の高度化とマネジメント体制の強化を行ってまいります。

加えて、より一層のガバナンスの高度化を企図した体制強化にも着手しております。グローバルにビジネスを展開する金融機関として、ビジネスポートフォリオの広がりに合わせて、更なる経営の透明性を確保してまいります。また、経営戦略である「パブリックに加えてプライベート領域への拡大・強化」の一環として、新たに「インベストメント・マネジメント部門」を新設いたしました。多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えするため、同部門には、広くグループ内の投資・運用機能を傘下におき、独立性を担保しつつ、商品・サービスの提供を行ってまいります。

2019年12月に制定いたしました野村グループ行動規範につきましては、お客様を始めとしたステークホルダーの皆様からの信頼に応え続けるため、毎年見直しを行っております。日々、この行動規範に立ち返り、高い倫理観をもって業務に取り組んでいく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年6月



取締役 兼 代表執行役社長
グループCEO

奥田 健太郎

株主各位

(証券コード 8604)

2021年5月31日

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

野村ホールディングス株式会社

取締役兼代表執行役社長
グループCEO 奥田健太郎

定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症対策として政府や都道府県知事から外出自粛等が要請される事態に至っております。この事態を受けて慎重に検討いたしました結果、感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご健康状態にかかわらず**本株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。**

また、本株主総会は感染防止対策を重視して実施させていただきます。株主の皆様の会場における滞在時間を短縮する観点から、議事を簡略化し、質疑応答時間も短縮させていただきます。

なお、本年も4頁に記載のとおり、株主の皆様から当社ウェブサイトにおいて事前にご質問をお受けし、株主の皆様のご関心が高い代表的なご質問については、同ウェブサイトにおいて回答させていただきます。

事前の議決権行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2021年6月18日（金曜日）午後5時30分までに、同封の議決権行使書に賛否をご表示の上、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、5頁に記載の「議決権行使に関するご案内」をご参照の上、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話からご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬具



記

1. 日 時 2021年6月21日（月曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」
※新型コロナウイルス感染症への感染防止のため会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合があります。何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役12名選任の件

※議決権の行使に関する事項

- （1）書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
- （2）電磁的方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- （3）代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書とあわせてご提出ください。

以上





〈株主の皆様へのお願い〉

本株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。

以下の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



〈事前の質問受付および事後の動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。いずれも株主様専用のコンテンツとなっており、以下のIDとパスワードをご入力の上アクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2021年5月31日（月）から2021年6月17日（木）までの間、実施いたします。

代表的なご質問への回答および当日の動画は、2021年6月23日（水）から2021年7月30日（金）までの間、配信いたします。

（ID： パスワード： ）（半角英数字）

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には含まれておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。



第117期剰余金の配当（期末）のお支払いについて

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、剰余金の配当（期末）を1株につき15円とし、2021年6月1日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。配当金のお受け取りに関しては、裏表紙の「株主メモ」をご覧ください。



議決権行使に関するご案内

インターネット（電磁的方法）による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権行使を行う場合は、次の事項をご確認の上、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. ログインID・パスワードを入力する方法

- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社が指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。
- 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2. QRコードを読み取る方法

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」をスマートフォン端末で読み取ることで「ログインID」および「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回限り可能です。

再行使する場合は「1.ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- (1) 議決権行使は、株主総会前営業日 **<2021年6月18日（金曜日）>午後5時30分**まで可能ですが、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

電話（受付 9：00 ～ 21：00） 0120-173-027（通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合は、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

コーポレート・スローガン
目指すのは、"今"以上の"未来"。

野村グループ企業理念

《社会的使命》

豊かな社会の創造

金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する

《会社のあるべき姿》

お客様に選ばれるパートナー

最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる
金融サービスグループ

《わたしたち一人ひとりの価値観》

挑戦

変化を尊重し、成長への情熱と勇気を持って挑戦を続ける

協働

新たな価値を生み出すために、多様性を尊重し、
組織や立場を超えて協働する

誠実

高い倫理観のもと、正しい行動をとる誠実さと信念を持つ

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者6名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本年は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指して社外取締役候補者を2名増員しております。

取締役候補者12名のうち、社外取締役候補者は8名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および寺口智之の2名となります。

取締役候補者は次のとおりです。

<取締役候補者一覧>

候補者番号	氏 名	担 当	取締役会への出席状況
1	永 井 浩 二 重任 非業務執行取締役	取締役会長 指名委員 報酬委員	100%（11回/11回）
2	奥 田 健 太 郎 重任 執行役兼務	代表執行役社長 グループCEO	100%（8回/8回） ※取締役就任後に開催された すべての取締役会に出席
3	寺 口 智 之 新任 執行役兼務	代表執行役副社長	（新任）
4	小 川 祥 司 新任 非業務執行取締役	監査委員（常勤）（予定）	（新任）
5	石 村 和 彦 重任 社外取締役・独立役員	指名委員（委員長（予定）） 報酬委員（委員長（予定））	91%（10回/11回）
6	高 原 豪 久 新任 社外取締役・独立役員	指名委員（予定） 報酬委員（予定）	（新任）

<取締役候補者一覧>

候補者番号	氏 名	担 当	取締役会への出席状況
7	島 崎 憲 明 重任 社外取締役・独立役員	監査委員(委員長)	100% (11回/11回)
8	園 マ リ 重任 社外取締役・独立役員	監査委員	100% (11回/11回)
9	Laura Simone Unger (ローラ・アンガー) 重任 社外取締役・独立役員		100% (11回/11回)
10	Victor Chu (ビクター・チュー) 新任 社外取締役・独立役員		(新任)
11	J.Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ) 新任 社外取締役・独立役員		(新任)
12	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー) 新任 社外取締役・独立役員		(新任)

※うち女性3名



取締役会長
指名委員
報酬委員

非業務執行取締役

重任

取締役会への出席状況

11回／11回

指名委員会への出席状況

8回／8回

報酬委員会への出席状況

7回／7回

所有する当社株式数

普通株式 328,001株

1981年4月 当社入社
2003年4月 野村證券(株)取締役
2003年6月 同社執行役
2007年4月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2009年4月 同社執行役兼専務（執行役員）
2011年4月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年4月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2012年8月 当社代表執行役グループCEO
（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2013年6月 当社取締役兼代表執行役グループCEO
（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2017年4月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO
（兼 野村證券(株)取締役会長）
2020年4月 当社取締役会長
（兼 野村證券(株)取締役会長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社取締役兼代表執行役社長グループCEO、野村證券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2020年4月より当社取締役会長を務めております。野村グループの業務に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者となりました。なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

注1：2001年10月、当社は持株会社に改組し、社名を野村證券株式会社から「野村ホールディングス株式会社」に改め、証券会社の営業は会社分割により新設した子会社の野村證券株式会社に承継いたしました。2001年10月以前の当社における略歴は、それ以前の証券会社における地位および担当を記載しております。

注2：2003年6月から、当社は、指名・報酬・監査の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。



代表執行役社長
グループCEO

執行役兼務

重任

取締役会への出席状況

8回／8回

(取締役就任後に開催された
すべての取締役会に出席)

所有する当社株式数

普通株式 122,425株

- 1987年 4 月 当社入社
2010年 4 月 野村証券(株)執行役員
2012年 4 月 同社常務 (執行役員)
2012年 8 月 当社常務 (執行役員) (兼 野村証券(株)常務 (執行役員))
2013年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)常務 (執行役員))
2015年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)専務 (執行役員))
2016年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)執行役兼専務 (執行役員))
2017年 4 月 当社執行役員 (兼 野村証券(株)専務 (執行役員))
2018年 4 月 当社執行役グループCo-CEO
(兼 野村証券(株)取締役兼執行役副社長)
2019年 4 月 当社執行役副社長グループCo-CEO
2020年 4 月 当社代表執行役社長グループCEO
(兼 野村証券(株)代表取締役)
2020年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO
(兼 野村証券(株)代表取締役) (現任)

重要な兼職状況

野村証券(株)代表取締役社長 (予定)

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループCo-CEOや野村証券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOを務めております。
当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。



代表執行役副社長

執行役兼務

新任

所有する当社株式数

普通株式 149,110株

- 1986年 4 月 当社入社
- 2009年 4 月 野村證券(株)執行役員 グローバル・エクイティ・ストラテジー担当
- 2011年 4 月 同社執行役員 グローバル・マーケッツジョイントCOO
- 2013年 2 月 同社執行役員 グローバル・マーケッツCOO
- 2013年 4 月 同社執行役員 グローバル・マーケッツCOO 兼グローバル・リサーチ担当
- 2016年 4 月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者兼オペレーション担当
(兼 野村證券(株)代表執行役 業務管理本部兼オペレーション担当、内部管理統括責任者)
- 2017年 4 月 当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者兼オペレーション担当
(兼 野村證券(株)代表執行役常務 業務管理本部兼オペレーション担当、内部管理統括責任者)
- 2019年 5 月 当社執行役 コンプライアンス統括責任者 (CCO)
(兼 野村證券(株)代表取締役専務 コンプライアンス・リーガル管掌、内部管理統括責任者)
- 2020年 4 月 当社執行役 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者 (CCO)
(兼 野村證券(株)代表取締役副社長 コンプライアンス・リーガル管掌、内部管理統括責任者)
- 2021年 4 月 当社代表執行役副社長 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者 (CCO)
(兼 野村證券(株)代表取締役副社長 コーポレート統括) (現任)

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、野村證券(株)内部管理統括責任者等を歴任し、現在は当社代表執行役副社長 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者 (CCO) を務めております。当社の取締役会は、社外取締役を含めた大半が業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役を兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者としていたしました。



非業務執行取締役

新任

所有する当社株式数

普通株式 27,167株

- 1987年4月 当社入社
2007年4月 野村證券(株)IB企画部長
2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長
2009年7月 同社キャピタル・マーケット部長
2012年4月 同社IB企画部長
2013年7月 当社グループ監査業務室長
(兼 野村證券(株)監査業務室長)
2016年8月 当社取締役会室長
(兼 野村證券(株)取締役会室長)
2017年4月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
(兼 野村證券(株)執行役員 インターナル・オーディット担当)
2021年4月 当社顧問 (現任)

重要な兼職状況

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)監査役 (予定)

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループ監査業務室長や取締役会室長、グループ・インターナル・オーディット担当等を務めるなど、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。

同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏は常勤の監査委員を務める予定であり、野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者いたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～12）】

社外取締役候補者8名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈸東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループに対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（１）本人が、現在または過去３年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- ・ 当社の業務執行者（＊１）が役員に就任している会社の業務執行者
- ・ 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- ・ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 当社の主要な借入先（＊２）の業務執行者

③ 当社の主要な取引先（＊３）の業務執行者（パートナー等を含む）

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金（＊４）を当社より受領している団体の業務を執行する者

（２）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記（１）①～⑤に掲げる者

（注）

* １ 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

* ２ 主要な借入先とは、連結総資産の２％以上に相当する金額の借入先をいう。

* ３ 主要な取引先とは、ある取引先の野村グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の２％の金額を超える取引先をいう。

* ４ 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の２％のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

以上



指名委員
報酬委員

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

3年

取締役会への出席状況

10回／11回

指名委員会への出席状況

8回／8回

報酬委員会への出席状況

7回／7回

所有する当社株式数

普通株式 0株

1979年4月 旭硝子(株) (現、AGC(株)) 入社
2006年1月 同社執行役員関西工場長
2007年1月 同社上席執行役員エレクトロニクス&エネルギー事業本部長
2008年3月 同社代表取締役兼社長執行役員COO
2010年1月 同社代表取締役兼社長執行役員CEO
2015年1月 同社代表取締役会長
2018年1月 同社取締役会長
2018年6月 当社社外取締役 (現任)
2020年3月 AGC(株)取締役
2020年4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 (現任)

重要な兼職状況

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
TDK(株)社外取締役
(株)IHI社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、旭硝子(株)代表取締役兼社長執行役員CEOや代表取締役会長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務め、また、本年より両委員会の委員長に就任する予定です。

**社外取締役・独立役員****新任****所有する当社株式数**

普通株式 881株

1991年4月 ユニ・チャーム(株)入社
1995年6月 同社取締役
1996年4月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年6月 同社常務取締役
1998年4月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当
2001年6月 同社代表取締役社長
2004年6月 同社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職状況

ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
カルビー(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員を現任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏は指名委員および報酬委員を務める予定です。



監査委員（委員長）

社外取締役・独立役員

重任

在任年数

5 年

取締役会への出席状況

11回／11回

監査委員会への出席状況

15回／15回

所有する当社株式数

普通株式 20,100株

1969年 4 月 住友商事(株)入社
 1998年 6 月 同社取締役
 2002年 4 月 同社代表取締役 常務取締役
 2003年 1 月 金融庁企業会計審議会委員
 2004年 4 月 住友商事(株)代表取締役 専務執行役員
 2005年 4 月 同社代表取締役 副社長執行役員
 2009年 1 月 国際会計基準委員会財団（現、IFRS財団） 評議員
 2009年 7 月 住友商事(株)特別顧問
 2011年 6 月 公益財団法人財務会計基準機構 理事
 2011年 6 月 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長
 2013年 9 月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー
 2013年 9 月 日本公認会計士協会 顧問（現任）
 2016年 6 月 当社社外取締役（兼 野村證券(株)取締役）（現任）
 2019年 8 月 IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス シニアアドバイザー（現任）

重要な兼職状況

(株)ロジネットジャパン社外取締役
 野村證券(株)取締役（＊）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営についての豊富な経験を有しており、また、国際的な会計制度について米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有しております。同氏は、住友商事(株)代表取締役 副社長執行役員、金融庁 企業会計審議会委員、国際会計基準委員会財団 評議員、公益財団法人財務会計基準機構 理事を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。

＊同氏は野村證券(株)において非業務執行取締役であり、監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、野村證券(株)の社外取締役ではなく取締役としています。



監査委員

社外取締役・独立役員**重任****在任年数**

4年

取締役会への出席状況

11回／11回

監査委員会への出席状況

15回／15回

所有する当社株式数

普通株式 0株

1976年10月 日新監査法人（＊）入所
1979年3月 公認会計士登録
1988年11月 センチュリー監査法人（＊）社員
1990年11月 大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員
1992年4月 大蔵省企業会計審議会委員
1994年12月 センチュリー監査法人（＊）代表社員
2002年10月 内閣府情報公開審査会（現、総務省情報公開・個人情報保護審査会）委員
2005年4月 東京都包括外部監査人
2008年7月 新日本有限責任監査法人（＊）シニアパートナー
2012年8月 同監査法人退所
2013年12月 証券取引等監視委員会委員
2017年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

学校法人早稲田大学監事

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年の公認会計士としての経験から企業会計についての高い専門性を有しており、東京都包括外部監査人、大蔵省企業会計審議会委員等を歴任されました。また、監査法人を退所後は証券取引等監視委員会委員を務められる等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、過去に当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（＊）のシニアパートナーを務めておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経歴は当社の社外取締役としての独立性に何ら影響をおよぼすものではないと判断しております。

- ・同氏は、同監査法人を退所後既に9年弱が経過しており、退所後は同監査法人の運営や財務方針には一切関与していないこと。
- ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、金融機関を担当する金融部に所属したこともないこと。

また、同氏は、当社の社外取締役の独立性基準、(株)東京証券取引所の定める独立役員としての要件に加え、当社の監査委員に求められるニューヨーク証券取引所の独立性基準も満たしております。

＊いずれも、現、EY新日本有限責任監査法人



社外取締役・独立役員

重任

在任年数

3年

取締役会への出席状況

11回／11回

所有する当社株式数

(1,000ADR(*))

- 1988年1月 U.S. Securities and Exchange Commission (SEC)
エンフォースメント・アトニー
- 1990年10月 U.S. Senate Committee on Banking,
Housing and Urban Affairs カウンセル
- 1997年11月 SEC 委員
- 2001年2月 同 委員長代行
- 2002年7月 CNBC レギュラトリー・エキスパート
- 2003年5月 JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント
- 2004年8月 CA Inc. インディペンデント・ディレクター
- 2010年1月 Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー
- 2010年12月 CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2014年11月 Navient Corporation インディペンデント・ディレクター (現任)
- 2018年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職状況

- CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター
- Navient Corporation インディペンデント・ディレクター
- Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター
- Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
- Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、金融関連の法制度・規制に精通しており、米国証券取引委員会 (SEC) の委員および委員長代行を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

* 米国預託証券



社外取締役・独立役員

新任

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター
- 1988年 1 月 First Eastern Investment Group (第一東方投資集団)
チェアマン兼CEO (現任)
- 1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンセルメンバー
- 1992年 6 月 Hong Kong Securities and Futures Commission
アドバイザリー・コミティ・メンバー
- 2003年 8 月 World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー
- 2018年 4 月 Airbus SE インディペンデント・ディレクター (現任)

重要な兼職状況

First Eastern Investment Group (第一東方投資集団) チェアマン兼CEO
University College London チェア・オブ・カウンセル
International Business Council of the World Economic Forum 共同議長
Airbus SE インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、企業経営および金融業についての豊富な経験を有しており、また、法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有しております。同氏は、国際的な投資会社であるファースト・イースタン・インベストメント・グループ (第一東方投資集団) を創業し、長年にわたりチェアマン兼CEOを務められているほか、香港証券取引所や香港証券先物委員会にて要職を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。



社外取締役・独立役員

新任

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1984年 9 月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon
アソシエイト・アトニー
- 1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー
- 1992年 1 月 Giancarlo & Gleiberman
アトニー兼ファウンディング・パートナー
- 1997年 9 月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner
アトニー兼（エクイティ）パートナー
- 2000年 4 月 Fenics Software
ヴァイス・プレジデント兼リーガル・カウンセル
- 2001年 4 月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
- 2014年 6 月 U.S. Commodity Futures Trading Commission コミッショナー
- 2017年 1 月 同 チェアマン
- 2019年10月 American Financial Exchange
インディペンデント・ディレクター（現任）
- 2020年 1 月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル（現任）

重要な兼職状況

Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル
 American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター
 Common Securitization Solutions LLC チェアマン
 BlockFi Inc. インディペンデント・ディレクター
 Digital Dollar Project プリンシパル

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通しており、米国の証券仲介会社であるGFIグループのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントや米国商品先物取引委員会の委員長を歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。



社外取締役・独立役員

新任

所有する当社株式数

普通株式 0株

- 1986年 7 月 Economics Department, Columbia University
アシスタント・プロフェッサー
- 1991年 1 月 Federal Reserve Bank of New York (FRBNY)
エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント
- 2006年11月 同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive
Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP) Central Banks,
Bank for International Settlements メンバー
- 2007年 1 月 American Economic Association's Committee on the Status of
Women in the Economics Profession ボード・メンバー
- 2007年 6 月 Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー
- 2009年 1 月 Federal Open Market Committee (FOMC) アクティング・シス
テムック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー
- 2013年10月 Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury
Department デピュティ・ディレクター
- 2013年10月 Deputies Committee of the Financial Stability Oversight
Counsel (FSOC) メンバー
- 2015年 6 月 Columbia University's School of International and Public
Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、Central Banking
and Financial Policy ディレクター (現任)

重要な兼職状況

シニア・リサーチ・スカラー

MPA Program in Economic Policy Management ディレクター

Central Banking and Financial Policy ディレクター

※上記はすべてコロンビア大学国際関係公共政策大学院(SIPA)における役職となります。

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長年のエコノミストおよびセントラル・バンカーとしての経験を有し、コロンビア大学国際公共関係政策大学院(SIPA)のシニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター等を現任されているほか、米国財務省金融調査局(OFR) 米国債部門のデピュティ・ディレクターやニューヨーク連邦準備銀行(FRBNY)のシニア・ヴァイス・プレジデントを歴任される等、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

注3：12名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注4：当社は、取締役候補者 石村和彦、島崎憲明、園マリおよびLaura Simone Ungerの各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令の規定する額のいずれか高い額になります。本総会において石村和彦、島崎憲明、園マリおよびLaura Simone Ungerの各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 小川祥司、高原豪久、Victor Chu、J.Christopher GiancarloおよびPatricia Mosserの各氏が取締役を選任された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。

注5：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、2019年3月まで(株)UKCホールディングス（現、(株)レスターホールディングス）の社外取締役を兼務しておりました。同社は、2015年6月から2017年2月までの間、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書および四半期報告書を提出したとして、2018年12月に金融庁から金融商品取引法に基づく課徴金納付命令を受けました。

同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社「第三者委員会報告書検討委員会」の委員長として同社取締役会に対して再発防止策等に関する提言を行うなど、社外取締役としての職責を果たしております。

注6：社外取締役候補者 石村和彦氏は、(株)IH社外取締役を兼務しております。同社は、民間航空機エンジン整備事業に関し、2019年3月に経済産業省から認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法に基づく命令を受け、また同年4月に国土交通省から航空法に基づく業務改善命令を受けました。

同氏は、当該事実が判明するまでこれを認識しておりませんでした。日頃から社外取締役として法令遵守の視点に立った提言等を行っており、また、当該事実の判明後は同社取締役会において事実究明と適切な再発防止策を講じることを求めるなど、社外取締役としての職責を果たしております。

注7：社外取締役候補者 島崎憲明氏は、当社の子会社である野村證券(株)の取締役を兼務しております。同社は、(株)東京証券取引所で議論されている上位市場の指定基準および退出基準に関する情報について不適切な取扱いが認められたことから、2019年5月、金融庁から業務改善命令を受けました。本事案を受け、同社において、主な改善策として、ホールセール部門のエクイティ・ビジネスにおける組織体制の見直し、投資判断に重大な影響を及ぼし得る非公知の情報を厳格に管理する態勢の整備を行うとともに、2019年12月には野村グループにおいて、全役職員の具体的な行動の指針である「野村グループ行動規範」を策定し、金融サービスグループとして社会が期待する役割に応えるという考え方を浸透させる取組みを行うとともに、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進するための内部管理体制の整備を行っております。

同氏は、本事案の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。同社の取締役会等においても法令遵守の観点からの発言を行っており、本事案の発生後は、監査等委員会委員長として、改善策の策定、その実施に向けた取組みおよびこれを定着させ有効に機能させ続けるための取組み等に関してさまざまな提言を行っております。

注8：当社は、重任の取締役候補者6名を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。また、新任の取締役候補者6名の選任が承認された場合、これらの候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

当該保険契約は、任期中の契約更新時に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

(ご参考)定時株主総会後の取締役の構成

氏名				地位	スキル					
					経営	国際ビジネス	金融業	会計財務	法制度・規制	内部統制 (リスク管理 含む)
永	井	浩	二	非業務執行取締役 (取締役会長)	✓	✓	✓			
奥	田	健	太 郎	代表執行役社長 グループCEO	✓	✓	✓			
寺	口	智	之	代表執行役副社長	✓	✓	✓	✓	✓	
小	川	祥	司	非業務執行取締役		✓	✓		✓	
石	村	和	彦	社外取締役	✓	✓				
高	原	豪	久	社外取締役	✓	✓				
島	崎	憲	明	社外取締役	✓	✓		✓	✓	
園		マ	リ	社外取締役				✓	✓	✓
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]				社外取締役		✓	✓	✓	✓	
V i c t o r C h u [ビクター・チュー]				社外取締役	✓	✓	✓	✓	✓	
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]				社外取締役		✓	✓	✓	✓	✓
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]				社外取締役		✓	✓	✓		

第117期 事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

野村グループは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標といたします。

「グローバル金融サービス・グループ」として国内外のお客様に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献してまいります。

また、企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとしています。あわせて、財務健全性の確保および株主価値の持続的な向上についても取り組んでいくことといたします。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、4つの部門（※）（営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております。

※2021年4月1日付で、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

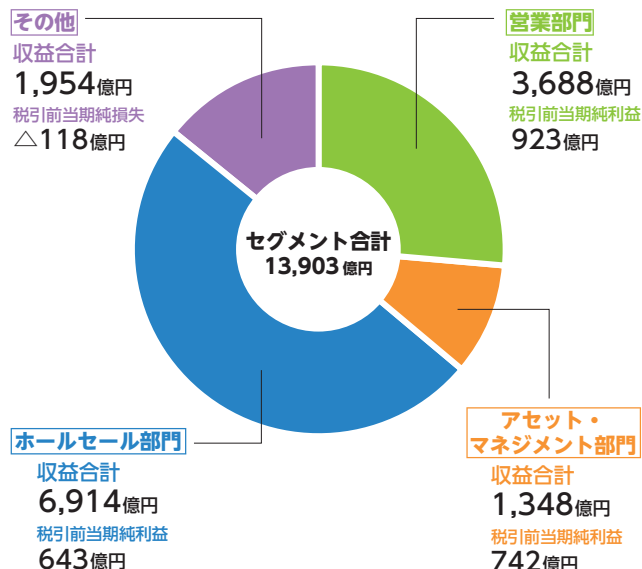
当期の世界経済は、新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込みましたが、落ち込みの中心は前半で、後半には回復が見られました。感染抑制のための大規模な経済活動規制が各国で行われた結果、中国では2020年1－3月期、米国、欧州では4－6月期の実質GDP（国内総生産）が大きく減少しました。その後、中国では感染減少とともに経済活動が回復し、2020年7－9月期には実質GDPが感染拡大直前に当たる2019年10－12月期の水準を上回りました。米国、欧州では、感染の減少／増加に合わせて外出規制の緩和／強化を繰り返したため、実質GDPは2019年10－12月期の水準を回復しませんでした。それでも全体として経済活動は緩やかに持ち直しました。この間、景気下支えのための大規模な財政支出、金融緩和が行われたほか、年明け後は米国や英国を中心にワクチンの接種が本格化しました。また米国では、バイデン新大統領が大規模な経済対策を打ち出し、景気の先行きに対する期待を高めています。

日本においても、2020年4月に緊急事態宣言が発出され、実質GDPは4－6月期に大きく減少しました。その後も夏場には感染第2波、年末には第3波が到来し、2021年1月には2度目の緊急事態宣言が出されましたが、実質GDPは2019年10－12月期の水準に届かないまでも緩やかに持ち直しました。感染リスクの高い対面型サービス業が停滞を強いられた一方、輸出の回復とともに製造業の活動が比較的速やかに持ち直しました。それを受け、企業業績は、新型コロナ感染拡大の影響を受けた産業がある一方、製造業を中心に需要は底堅く、主要企業の2020年度の増益率は2019年度から大幅に改善しました。株式市場は、国内外の緩和的な金融環境、コロナ禍からの企業業績の改善、米国経済政策への期待などから大幅に上昇しました。日経平均株価は、一時終値で1990年8月以来となる3万円台を回復しました。

連結経営成績

	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	12,878億円	14,019億円	8.9%
金融費用以外の費用計	10,396億円	11,712億円	12.7%
税引前当期純利益	2,483億円	2,307億円	△7.1%
法人所得税等	289億円	703億円	143.2%
当期純利益	2,194億円	1,604億円	△26.9%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益	24億円	73億円	207.3%
当社株主に帰属する 当期純利益	2,170億円	1,531億円	△29.4%
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率（ROE）	8.2%	5.7%	—

第117期 収益構成



このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいりました。当期は、コロナ禍の不透明な事業環境が続く中、コストコントロールも手を緩めることなく進め、グローバルに持続的な利益を確保できる体制を整えるべく邁進してまいりました。

当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して8.9%増の1兆4,019億円、金融費用以外の費用は同12.7%増の1兆1,712億円となりました。税引前当期純利益は2,307億円、当社株主に帰属する当期純利益は1,531億円となりました。自己資本利益率（ROE）は5.7%となり、また、当期のEPS（注）は前期の66.20円から48.63円となっております。2021年3月末を基準日とする配当金は、1株当たり15円とし、年間での配当は1株につき35円といたしました。なお、当期は当社の子会社において発生した米国顧客との取引に起因して2,457億円の損失を計上しました。当該ポジションについては市場への影響と損失額の最小化を意識しながら、適切に処理を進め、5月12日現在、99%超の処理が完了しております。また、4月1日以降の連結業績への影響は、5月13日現在、約650億円の損失となっており、これは2022年3月期に帰属します。

（注）希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益

(2) セグメント情報

当社は、業務運営および経営成績を、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で報告しております。

セグメント情報（セグメント合計）

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	13,092	13,903	6.2
金融費用以外の費用計	10,396	11,712	12.7
税引前当期純利益	2,696	2,191	△18.7

一部の営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比6.2%増の1兆3,903億円、金融費用以外の費用は同12.7%増の1兆1,712億円、税引前当期純利益は同18.7%減の2,191億円となりました。

営業部門

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	3,364	3,688	9.6
金融費用以外の費用計	2,869	2,765	△3.6
税引前当期純利益	494	923	86.8

収益合計（金融費用控除後）は、前期比9.6%増の3,688億円となりました。金融費用以外の費用は同3.6%減の2,765億円、税引前当期純利益は同86.8%増の923億円となりました。

営業部門では、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、お客様一人ひとりに寄り添い、「最も信頼できるパートナー」を目指してコンサルティング営業に取り組んでまいりました。当期は、好調なマーケット環境を受け、お客様の投資マインドが向上し、投資信託、株式、外国債券の販売が好調でした。また、コンタクトセンターを通じたりモートコンサルティング体制の強化により、想定を上回る実績を上げております。今後は資産運用に加え、不動産・相続・資産承継といった多様な悩みの解決に向けた商品・サービスの充実を図り、お客様の資産全体に対するアドバイスの提供を目指します。また、より多くのお客様へサービスをお届けするため、対面に加えてデジタルも活用したアプローチに取り組んでおり、今後一層強化してまいります。

アセット・マネジメント部門

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	926	1,348	45.5
金融費用以外の費用計	638	605	△5.2
税引前当期純利益	288	742	158.0

収益合計（金融費用控除後）は、前期比45.5%増の1,348億円となりました。金融費用以外の費用は同5.2%減の605億円、税引前当期純利益は同158.0%増の742億円となりました。

アセット・マネジメント部門では、責任ある機関投資家として、中長期の資産形成と同時に社会発展への貢献に資するESG（環境・社会・ガバナンス）を重視しており、ESG関連の複数の投資信託を設定する等、投資戦略の拡充を図ってまいりました。

ETF（上場投資信託）については、当期も資金流入が継続しました。部門傘下の野村アセットマネジメント株式会社が1995年に日本初のETFを上場してから25周年を迎えたことを機に、野村のETFのブランド（NEXT FUNDS）で名称の統一を図るなど、リブランディング（既存ブランドの再構築）を行いました。また、構成銘柄の選定基準にESG要因を組み込んだ、S&P500 ESG指数を対象としたETFを上場いたしました。

投資信託ビジネスについては、海外では幅広いセクターに投資を行い、価格変動を抑制しつつトータルリターンを追求する債券ファンドなどに資金が流入しましたが、国内では新興国ファンドなどからの資金流出が期を通じて継続しました。

戦略的パートナーであるアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社とは、国内外における協業をさらに強化しました。株式市場の回復を追い風に、当社が保有する同社株式の評価損益は改善しました。

ホールセール部門

	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	6,486	6,914	6.6
金融費用以外の費用計	5,564	6,271	12.7
税引前当期純利益	922	643	△30.3

ホールセール部門は、金融商品の取引、販売および組成に関する業務を行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比6.6%増の6,914億円となりました。金融費用以外の費用は同12.7%増の6,271億円、税引前当期純利益は同30.3%減の643億円となりました。なお、当期は当社の子会社において発生した米国顧客との取引に起因した損失を計上しております。

グローバル・マーケット

当期は、引き続きそれぞれの地域で強みのあるコアビジネスに注力するとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大でボラティリティが上昇する中、投資家のポートフォリオのリバランス取引などに丁寧に流動性を供給したほか、主要国や国際機関によるパンデミック対応等の資金調達をサポートしました。顧客ニーズへの適切な対応を通じ、堅調にマーケットシェアを拡大しました。

インベストメント・バンキング

当期は、第1四半期は新型コロナウイルス感染拡大懸念にともない顧客アクティビティが低下しましたが、第2四半期以降、顧客のニーズを丁寧に汲み取り、国内外の業界再編・事業再編や大型ファイナンスなど、多くの案件を執行しました。グローバルにアドバイザー・ビジネスや株式および債券引受ビジネスからの収益が伸長したことに加え、海外における買収ファイナンスの市場回復もあり、通期では大幅な増収となりました。グリーンテック社の買収やウルフ・リサーチ社との提携の効果も出始めています。

その他			
	(単位：億円)		(%)
	第116期 (2019.4.1～ 2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	対前期 比較増減率
収益合計 (金融費用控除後)	2,316	1,954	△15.6
金融費用以外の費用計	1,324	2,071	56.4
税引前当期純利益 (△損失)	992	△118	—

収益合計（金融費用控除後）は日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画が東京都により認可されたこととともなう利益711億円を認識したものの前期比15.6%減の1,954億円、また、金融費用以外の費用は関連会社の野村不動産ホールディングス株式会社に対する投資にかかる減損損失477億円を計上したことから同56.4%増の2,071億円、税引前当期純損失は118億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte.Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社から外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタルイゼーションを加速しております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

項 目 \ 期 別	第114期 (2017.4.1～2018.3.31)	第115期 (2018.4.1～2019.3.31)	第116期 (2019.4.1～2020.3.31)	第117期 (2020.4.1～2021.3.31)
収益合計	19,722億円	18,351億円	19,525億円	16,172億円
収益合計（金融費用控除後）	14,970億円	11,168億円	12,878億円	14,019億円
税引前当期純利益（△損失）	3,282億円	△377億円	2,483億円	2,307億円
当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	2,193億円	△1,004億円	2,170億円	1,531億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	63.13円	△29.90円	67.76円	50.11円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	61.88円	△29.92円	66.20円	48.63円
総資産	403,439億円	409,694億円	439,998億円	425,165億円
当社株主資本合計	27,493億円	26,311億円	26,535億円	26,949億円

(注)米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき記載しております。

5. 対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、現状に満足せず、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

(米国顧客との取引に起因した多額損失に関する課題)

2021年3月26日、当社の米国子会社において、米国顧客と行っていたプライム・ブローカレッジ取引に起因して多額の損失が生じる事案が発生しました。当社は、本事案を受け、さまざまなアクションをとってまいりました。

まず、事実の検証のために、関係各部署から幅広い事実確認を実施し、複数の予防的措置を実施しました。また、監査委員会でも外部法律事務所を起用し本事案の包括的なレビューを実施しました。リスク管理体制の点検と強化に関して、既存のプライム・ブローカレッジ取引の点検、その他ファイナンス関連のビジネスのポジションをレビューし、現時点で同様の問題がある取引がないことを確認しました。そして、プライム・ブローカレッジ・ビジネスを中心にリスク管理フレームワークの見直しを進めております。

今後の対応として、外部専門家を活用して、ホールセール部門とリスクマネジメント部門の両方を対象としたリスク管理フレームワークの総合的レビューを実施し、グローバルなリスクコントロールの強化を行ってまいります。

これらの対応を行う一方で、2021年4月には、米国子会社において、外部より、米国金融業界での経験豊富なCEOを新たに採用したことを発表しました。

当社の経営戦略、特にホールセール部門のグローバル・フランチャイズを活かしたビジネス展開は、リスク管理の高度化を図りつつ今後も継続してまいります。

(喫緊の優先課題)

2020年以降続いている新型コロナウイルス感染症による世界経済やお客様一人ひとりの生活への影響は、未だにとどまりません。社会課題の解決を接点として、野村グループの企業価値向上と社会全体の持続的な成長は同じ道の上にあると考えています。引き続き以下の課題に取り組んでいくことが金融サービス・グループである当社の社会的使命であり、最重要であると認識しています。

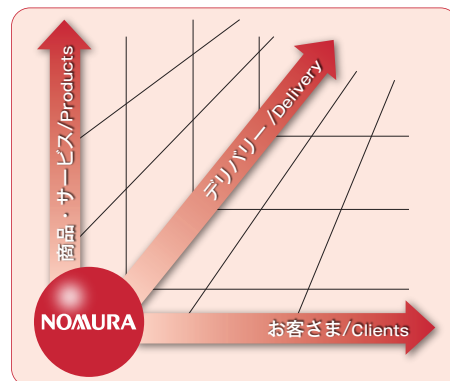
- ・企業の必要な資金の調達や市場での円滑な取引の実現のため、資本市場における仲介機能・流動性供給者としての役割を途切れることなく遂行
- ・お客様、地域社会、当社役職員とその家族の安全を確保しつつ、経済と企業活動の回復に尽力
- ・マーケットが大きく変動しストレスがかかった環境においても、野村グループの強固な財務基盤と十分な流動性を維持

(環境変化を見据えた中長期の優先課題)

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響も受けてお客様の行動変化や新たなニーズが生まれている中、野村グループを取り巻くビジネス環境の変化を見据え、企業価値の持続的向上を目指す成長戦略を以下の3点を軸に具体化していきます。

企業価値の持続的向上を目指す成長戦略

企業価値向上のためのビジネス戦略として「パブリック」から「プライベート」への拡大・強化を掲げており、「商品・サービス」、「お客様(顧客基盤)」および「デリバリー(お客様との接点)」それぞれの領域においてさらなる拡大・強化を目指します。



お客様に新たな付加価値や利便性を提供するためのデジタル化の推進

デジタル化への取組みは、今後の金融機関の競争力に直結するものであり、お客様へ利便性の高いサービスを提供し、多様化するニーズにお応えするため、引き続きグループ戦略に基づき幅広い取組みを推進していきます。また、デジタル化が進展した世界においても、人は野村グループの生み出す付加価値の源泉であると捉え、対面と非対面を駆使したコンサルティング能力など、これからの時代に求められる資質を備えた人材の育成を強化していきます。

サステナビリティへの取組み

野村グループは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同するとともに、これに基づく情報開示の拡充に取り組んでいます。また、気候変動を含むESGに関するリスクとビジネス機会について、グローバルに知見を共有しながら多角的に推進していく体制を構築しています。特に、脱炭素社会への移行にともない大きな資金需要が生まれているサステナブル・ファイナンスの分野では、グローバルな金融サービス・グループである当社の強みを活かしながら先進的な取組みを実践してまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、多くの人々に必要とされる金融機関を目指しております。今後は、資産承継や老後資金の不足に対する不安など、多様化する資産の悩みに的確に応えるため、パートナーのスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めます。またこれまでに以上に、お客様のバランスシート全体へのアプローチができるソリューション・サービス体制を整えてまいります。

【インベストメント・マネジメント部門】

2021年4月1日付けで、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。

広義のアセット・マネジメント・ビジネスを担うインベストメント・マネジメント部門では、株式・債券に代表される伝統的資産から、プライベート・エクイティ等のオルタナティブ資産にいたるまで、グループ内に蓄積された専門性を融合することで、付加価値の向上を図ります。お客様の多様化する投資ニーズや運用報酬への低下圧力を課題と認識し、幅広い投資機会や期待を超えるパフォーマンスとソリューションの提供を通じて事業拡大を目指します。また、部門傘下の投資・運用会社の運用の独立性、多様性・機動性を確保しながら、ガバナンスの高度化、資産運用業の高度化を進めてまいります。

【ホールセール部門】

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展によるマーケットの変化に加えて、不透明なマーケット環境や景気の低迷などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、国内外および他部門との連携を強化し、しっかりとリスクコントロールを行ってまいります。ビジネスの領域を広げるとともに成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用していきます。

グローバル・マーケットでは、今後の景気や市場動向を見据えたポートフォリオの見直しを行い、リスク管理の強化を図りながらお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、ビジネス・ポートフォリオの多角化、グローバル連携の強化、ストラクチャード・ファイナンスなどの成長分野における収益機会の追求、そしてフロービジネスの強化をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。グローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、ノムラ・グリーンテックの知見のさらなる活用、サステナブル・ファイナンスの体制拡充などにより、ESG関連ビジネスへの取組みを強化していきます。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と水準をリスク・アベタイトとして定めております。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるよう、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」では、すべての役職員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでの適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。

2020年9月には野村証券において第三者からの不正な働きかけにより法人のお客様の情報の一部が外部に流出するという事案が発生しました。野村証券をはじめ、野村グループ各社では、情報管理体制の一層の強化を図るとともに、行動規範のさらなる浸透に向けた取組みを進めております。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融・資本市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的な成長に尽力してまいります。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業などを営んでおります。当社の事業は、営業部門、アセット・マネジメント部門、ホールセール部門およびマーチャント・バンキング部門の4部門（※）で構成されております。

今後も、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインナップを拡大していきます。

※2021年4月1日付で、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）

野村證券株式会社 本支店および営業所（計123店）

東京都 22店 関東地方（東京都を除く） 28店

北海道地方 5店 東北地方 9店

北陸地方 4店 中部地方 15店

近畿地方 18店 中国地方 7店

四国地方 4店 九州・沖縄地方 11店

野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）

野村信託銀行株式会社（東京）

野村ファシリティーズ株式会社（東京）*

野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

* (4)重要な子会社の状況（注2）をご参照ください。

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）

ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED

ノムラ・シンガポールLIMITED

インスティネットInc.（アメリカ・ニューヨーク市）

(3) 使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
26,403	226（減）

(注) 1. 使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。

2. 使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
野村證券株式会社	東 京 都 中 央 区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東 京 都 江 東 区	171億80百万円	100%	投資信託委託業、投資顧問業
野村信託銀行株式会社	東 京 都 千 代 田 区	500億円	100%	銀行業、信託業
野村ファシリティーズ株式会社	東 京 都 中 央 区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東 京 都 千 代 田 区	1,767億75百万円	100%	金融業
野村アジアバシフィック・ホールディングス株式会社	東 京 都 中 央 区	10百万円	100%	持株会社
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	67億5,725万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	38億2,977万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	18億349万米ドル	100%*	持株会社
インスティネットInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億3,949万米ドル	100%*	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	113億9,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	112億4,123万米ドル	100%*	証券業
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED	香 港	1,878億11百万円	100%*	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%*	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の*は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。

2. 当社の完全子会社である野村ファシリティーズ株式会社および野村土地建物株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、野村ファシリティーズ株式会社を存続会社、野村土地建物株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、野村プロパティーズ株式会社に社名変更しました。

3. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,264社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、15社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	長期借入金	百万円 372,350
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	長期借入金	371,069
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	長期借入金	364,773
株 式 会 社 り そ な 銀 行	長期借入金	49,953
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	長期借入金	181,897
株 式 会 社 千 葉 銀 行	長期借入金	45,040
株 式 会 社 静 岡 銀 行	長期借入金	35,326
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	長期借入金	30,395
農 林 中 央 金 庫	長期借入金	49,883
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	長期借入金	32,170

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2020年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり20円をお支払いいたしました。2021年3月31日を基準日とする配当金につきましては、1株当たり15円をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき35円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決 議	基 準 日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
2020年10月28日 取締役会	2020年9月30日	61,163	20.00
2021年4月27日 取締役会	2021年3月31日	45,953	15.00

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

（本社の移転）

当社は、2020年10月1日付で、本社を東京都中央区日本橋一丁目13番1号に移転いたしました。

II 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種 類	発行可能種類株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,233,562,601株

（注）2020年12月1日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べ、260,000,000株減少しております。

3. 株主数 342,956名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持株数および持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 253,651	% 8.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	134,376	4.38
SMBC日興証券株式会社	72,001	2.35
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	48,291	1.57
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	46,166	1.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	45,178	1.47
JPモルガン証券株式会社	43,108	1.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	40,929	1.33
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENTION FUNDS	40,182	1.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	40,103	1.30

（注）1. 当社は、2021年3月31日現在、自己株式を170,057千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。

2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式		
普通株式	20,129株	
取得価額の総額	10,776千円	
(2) 処分した株式		
普通株式	24,588,070株	
処分価額の総額	13,164,505千円	
(3) 消却した株式		
普通株式	260,000,000株	
消却価額の総額	139,204,338千円	
(4) 当事業年度末日における保有株式		
普通株式	170,057,167株	

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

地 位	株式の種類および数	交付された者の人数
取締役および執行役（社外取締役を除く）	当社普通株式 135,202株	10名

III 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日現在の新株予約権等の状況

新株予約権 の名称	割当日	新株予約 権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 行使期間	新株予約権 の行使価額 (1株当たり)
第47回	2012. 6. 5	292個	29,200株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第48回	2012. 6. 5	4,119個	411,900株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第49回	2012. 6. 5	365個	36,500株	2015.10.20~2021. 4.19	1円
第50回	2012. 6. 5	397個	39,700株	2016.10.20~2022. 4.19	1円
第54回	2013. 6. 5	791個	79,100株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第57回	2014. 6. 5	872個	87,200株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第58回	2014. 6. 5	7,209個	720,900株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第61回	2014. 6. 5	8,406個	840,600株	2017. 3.31~2022. 3.30	1円
第62回	2014.11.18	26,707個	2,670,700株	2016.11.18~2021.11.17	738円
第63回	2015. 6. 5	805個	80,500株	2016. 4.20~2021. 4.19	1円
第64回	2015. 6. 5	6,595個	659,500株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第65回	2015. 6. 5	10,292個	1,029,200株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第68回	2015.11.18	25,658個	2,565,800株	2017.11.18~2022.11.17	802円
第69回	2016. 6. 7	6,866個	686,600株	2017. 4.20~2022. 4.19	1円
第70回	2016. 6. 7	11,004個	1,100,400株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第71回	2016. 6. 7	13,300個	1,330,000株	2019. 4.20~2024. 4.19	1円
第72回	2016. 6. 7	2,032個	203,200株	2016.10.30~2021.10.29	1円
第74回	2016.11.11	23,704個	2,370,400株	2018.11.11~2023.11.10	593円
第75回	2017. 6. 9	8,526個	852,600株	2018. 4.20~2023. 4.19	1円
第76回	2017. 6. 9	10,039個	1,003,900株	2019. 4.20~2024. 4.19	1円
第77回	2017. 6. 9	15,414個	1,541,400株	2020. 4.20~2025. 4.19	1円
第78回	2017. 6. 9	8,118個	811,800株	2021. 4.20~2026. 4.19	1円
第79回	2017. 6. 9	8,099個	809,900株	2022. 4.20~2027. 4.19	1円
第80回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2023. 4.20~2028. 4.19	1円
第81回	2017. 6. 9	1,362個	136,200株	2024. 4.20~2029. 4.19	1円

新株予約権の名称	割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる普通株式の数	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使価額（1株当たり）
第82回	2017. 6. 9	2,767個	276,700株	2017.10.30～2022.10.29	1円
第83回	2017. 6. 9	639個	63,900株	2018. 4.30～2023. 4.29	1円
第84回	2017.11.17	24,753個	2,475,300株	2019.11.17～2024.11.16	684円
第85回	2018.11.20	23,163個	2,316,300株	2020.11.20～2025.11.19	573円

- (注) 1. 各新株予約権は、すべて現金報酬に代わるストック・オプションとして、金銭による払込みを要しない形で発行しています。
2. 各新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要します。
3. 各新株予約権の一部行使はできません。また、権利行使制限期間中に退職等により役員または使用人の地位を失った場合は、原則として権利を失います。
4. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる普通株式の数は当事業年度末日現在の数であります。
5. 第1回ないし第46回、第51回ないし第53回、第55回、第56回、第59回、第60回、第66回、第67回および第73回新株予約権は、権利行使、権利失効および行使期間の終了等により、すべて消滅いたしました。

2. 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役および執行役（社外取締役を除く）					
新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の名称	新株予約権の数	保有人数
第58回	91個	1人	第70回	635個	3人
第61回	126個	1人	第71回	634個	3人
第64回	69個	1人	第75回	687個	3人
第65回	438個	2人	第76回	687個	3人
第69回	145個	1人	第77回	860個	4人

- (注) 1. 新株予約権の数は当事業年度末日現在の数であります。
2. 社外取締役に対してはストック・オプションを付与しておりません。

3. その他の重要な事項

2021年5月17日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。

付与されるRSUの総数	64,439,400個 (64,439,400株相当)
-------------	--------------------------------

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2021年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
永 井 浩 二	取締役会長 指名委員 報酬委員	野村證券株式会社取締役会長（＊１）
奥 田 健 太 郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	野村證券株式会社代表取締役（＊１）
森 田 敏 夫	取締役 代表執行役	野村證券株式会社代表取締役社長（＊１）（＊２）
木 村 宏	社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	日本たばこ産業株式会社社友
石 村 和 彦	社外取締役 指名委員 報酬委員	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 TDK株式会社社外取締役 株式会社IHI社外取締役
島 崎 憲 明	社外取締役 監査委員（委員長）	株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役（＊１）
園 マ リ	社外取締役 監査委員	学校法人早稲田大学監事
宮 下 尚 人	取締役 監査委員（常勤）	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社監査役（＊１）（＊２）
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	社外取締役	Fullerton Healthcare Corporation Limited ノン・エグゼクティブ・チェアマン Nomura Singapore Ltd. ノン・エグゼクティブ・チェアマン（＊１）
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	社外取締役	CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）

(注) 1.

取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerは会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

2.

監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明は米国企業改革法に基づく財務専門家であり、また、監査委員である取締役 園マリは公認会計士であり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3.

監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 宮下尚人を常勤の監査委員として選定しております。

4.

＊１の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。

5.

＊２の記載のある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。

6.

社外取締役の兼職先（＊１を除く）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

7.

当社は、取締役 木村宏、石村和彦、島崎憲明、園マリ、宮下尚人、Michael Lim Choo SanおよびLaura Simone Ungerと会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

2. 社外役員に関する事項

(社外役員の活動の状況)

氏 名	主 な 活 動 状 況
木 村 宏	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に経営の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 村 和 彦	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回ならびに指名委員会8回および報酬委員会7回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に経営の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
島 崎 憲 明	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会15回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者および国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務および内部統制の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
園 マ リ	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会15回のすべてに出席し適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、企業会計の専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に会計財務および内部統制の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Michael Lim Choo San [マイケル・リム]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、国際的な会計制度に精通した専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に国際ビジネスおよび会計財務の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制に精通した専門家としての豊富な経験と独立性を活かし、取締役会等において、主に国際ビジネスおよび法制度・規制の観点から、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

(注)上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、各人の経験や知見等を活かし、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況 (2021年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
森 田 敏 夫	取締役 代表執行役	「1. 取締役の状況」参照
中 川 順 子	執行役 アセット・マネジメント部門長	野村アセットマネジメント株式会社CEO兼代表取締役社長
寺 口 智 之	執行役 コーポレート統括兼 コンプライアンス統括責任者 (CCO)	野村證券株式会社代表取締役副社長
北 村 巧	執行役 財務統括責任者 (CFO)	野村證券株式会社取締役常務
加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者 (CRO)	野村證券株式会社取締役常務

(注) 1. 2021年3月31日付で、執行役 中川順子は執行役を辞任いたしました。

2. 2021年4月1日付で、飯山俊康および大塚徹が執行役に就任しております。

(ご参考) 2021年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

奥 田 健太郎 代表執行役社長 グループCEO
森 田 敏 夫 代表執行役
寺 口 智 之 代表執行役副社長 コーポレート統括兼
コンプライアンス統括責任者 (CCO)

飯 山 俊 康 執行役 政策・規制エンゲージメント担当、
中国委員会主席兼健康経営推進最高責任者 (CHO)
北 村 巧 執行役 財務統括責任者 (CFO)、IR担当
加 藤 壮太郎 執行役 リスク管理統括責任者 (CRO) (ニューヨーク駐在)
大 塚 徹 執行役 グループ戦略統括責任者 (CSO)

4. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

役 員 区 分	人数（注1）	ベースサラリー等 （注2,3）	業績連動報酬等 （注4）	非金銭報酬等（注5）	計
取締役 （うち、社外）	10名 （6名）	290百万円 （130百万円）	66百万円 （－）	226百万円 （－）	582百万円 （130百万円）
執行役	6名	420百万円	240百万円	364百万円	1,024百万円
合 計	16名	710百万円	306百万円	590百万円	1,606百万円

- （注）1. 上記人数には、2020年6月に退任した取締役2名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役8名、執行役6名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。
2. ベースサラリー等の額710百万円には、ベースサラリーのほか、その他の報酬（通勤定期券代等）として支給された報酬85万円が含まれております。
3. ベースサラリー等のほかに、執行役に対して社宅関連費用（社宅課税額および課税調整額等）として16百万円を支給しております。
4. 年次賞与のうち、当事業年度終了後に現金により支給する金額を示しております。
5. 当事業年度以前に付与された繰延報酬（RSU、ストック・オプション等）のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。
6. 上記のほか、当事業年度において、社外取締役に對し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計65百万円支給しております。
7. 当社は2001年に退職慰労金制度を廃止しております。

5. 業績連動報酬等に関する事項

（1）業績連動報酬等としての年次賞与

当社においては、ベースサラリー、年次賞与および長期インセンティブプランで構成される取締役および執行役の報酬等のうち、年次賞与を業績連動報酬等として支給しております。年次賞与については、原則として半額を当事業年度終了後に現金により支給し、残る半額を翌事業年度以降に繰延報酬として複数年にかけて均等に分割して支給しております。

（2）年次賞与の算定に用いる業績指標

取締役および執行役の年次賞与の決定にあたっては、当社グループの経営ビジョン・ビジネス戦略との整合性を担保するため、当社グループの最重要指標として設定している株主資本利益率（ROE）を、算定に用いる業績指標として選定しております。

（3）年次賞与の算定方法

<算定方法の概要>

取締役および執行役の年次賞与の算定にあたっては、職位に応じて異なる算定方法を適用しております。

<職位別の具体的な算定方法>

- ・代表執行役社長グループCEOについては、当社グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、ROEのターゲット値に対する実績値に基づき、年次賞与の基礎額を算定いたします。これに、報酬委員会の定性評価等を必要に応じて勘案し、年次賞与とベースサラリーを含む総報酬額（TC：Total Compensation）を決定しております。
- ・執行役については、代表執行役社長グループCEO同様、当社グループの業務執行を行う職責にあることから、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責に応じて設定する連動比率を適用した金額を評価の基礎として

算定いたします。これに、担当・責任分野に関する貢献度等の定性評価等を勘案したうえで、年次賞与とTCを決定しております。

- ・取締役会長は、執行役と同様の取り扱いとしております。

<本事業年度の年次賞与の算定に用いた業績指標に関する実績値>

業績指標	ターゲット値	当事業年度実績
ROE	8.0%	5.7%

(4) 監査委員である取締役および社外取締役の年次賞与

監査委員である取締役については、業務執行からの独立性を維持・担保する観点から、報酬の株価連動性を排除し、現金により複数年にかけて均等に分割して支給しております。社外取締役については年次賞与の対象外としております。

6. 非金銭報酬等に関する事項

(1) 非金銭報酬等としての繰延報酬（株式関連報酬）

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として、非金銭報酬等に該当する株式関連報酬（RSUおよびファントム・ストックプラン）を用いております。

(2) 現在の株式関連報酬プログラム

現在の株式関連報酬プログラムは下表のとおりです。

種類	概要
譲渡制限 株式ユニット (RSU)	・ 1ユニット当たり当社普通株式1株を株式報酬として支給します。 ・ 繰延期間は原則として3年としております。 ・ 2018年3月期に対応する繰延報酬より導入しております。 ・ 原則として毎年5月に付与いたします。
ファントム・ ストックプラン	・ 当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 ・ RSU同様、繰延期間は原則として3年としております。 ・ 2018年3月期に対応する繰延報酬からはRSUの適用を原則としているため、同期以降は補助的な位置付けとして運用しております。 ・ RSU同様、原則として毎年5月に付与いたします。

上記のとおり、2018年3月期よりRSUを繰延報酬の基本的な支給方法として導入し、従来のストック・オプション等を代替しております。

(3) 繰延報酬を株式関連報酬として支給することによる効果

繰延報酬を株式関連報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中期インセンティブ（※）、および、リテンション

（※）株式関連報酬のうち、RSUを繰延報酬の基本的な支給方法としたことに伴い、原則として、付与された事業年度の翌事業年度から3年間の繰延期間にわたって、現金ではなく、当社株式を支給することとなります。支給株式数は付与の時点における当社の株価に基づき決定されていることから、当社の株価が上昇することにより、繰延報酬は受給時の経済的価値が増大することとなります。なお、株価の上昇には、企業価値の増大が反映されることから、取締役および執行役にとっての中期インセンティブに加え株主との利益の一致等も図られることとなります。

- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

（4）繰延報酬に定めるクローバック

繰延報酬の付与にあたっては、自己都合による退任、財務諸表の重大な修正、当社グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、没収または支給後の返還の対象となることを定めております（いわゆる「クローバック条項」を含む個別契約を締結）。

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、当社グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から3年以上としております。

7. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

（1）方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、毎期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

（2）野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループがグローバルな競争力を備えた金融サービス・グループとして確固たる地位を築く上で、最大の財産となるのは人材である。優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、グループの役員および社員に関する「報酬の

方針」を定める。これにより、グループの持続的な成長を達成し、株主価値の長期的な増大を実現し、顧客に付加価値をもたらし、グローバルな競争力を発揮し、ひいては野村の評価を高めることが可能になると考えている。

「報酬の方針」は次の6つのポイントからなる。

①野村が重視する価値および戦略との合致

- ・野村グループの戦略目標に即した成果に結びつくように報酬を設計する。
- ・報酬の水準と体系は、各ビジネスラインのニーズを踏まえ、マーケットにおける優秀な人材の確保に有効なものとする。
- ・野村の重視する価値の支えとなる人材を育成する。

②会社、部門、個人の業績の反映

- ・「ペイ・フォー・パフォーマンス（業績に応じた支払い）」等を基本的な原則とし、個人の属性にかかわらず、優秀な人材に対し動機付け、報いていく。
- ・グループ全体の業績を勘案するとともに、持続的な成長、コワーク、顧客志向の考え方も重視しながら、全体の報酬をコントロールする。これにより、戦略的な投資を適切に管理しつつ、マーケットにおいて競争力のある報酬慣行を維持する。
- ・個人の報酬については、グループ全体、部門および個人の業績を適切に反映しながら、ビジネス戦略およびマーケット動向を踏まえて決定する。
- ・個人の報酬決定の基礎となるのは、有効かつ厳密な業績評価のプロセスおよびそれを支えるシステムである。

③リスクを重視した適切な業績測定

- ・報酬は収入のみで決定されるものではない。野村の経営情報および業績評価のシステムとプロセスにおいては、リスク調整後の利益を重視していく考えである。
- ・また、業績評価にあたり、部門を超えたコワーク、リスク管理、野村の重視する価値との整合性、コンプライアンス等の定性的な要因も重視する。
- ・業績を測定する際には、各ビジネスのニーズを反映し、またビジネスに付随するリスクを考慮する。リスクには、マーケット・リスク、クレジット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク等が含まれる。
- ・報酬決定のためにリスクを評価し、測定するにあたっては、リスク管理部門および財務部門の意見およびアドバイスを求めるものとする。

④株主との利益の一致

- ・グループの経営幹部および高額報酬の社員の報酬は、株主価値とリンクした経営指標の達成度合いを反映すべきである。
- ・一定以上の報酬を受取る役員および社員に対しては、報酬の一部を株式関連報酬とし、かつ適当な権利制限期間を設けることにより、株主との利益の一致を図る。

⑤適切な報酬体系

- ・ 報酬体系は人材の成長・発展を促すものでなければならない。それは実力主義に基づき、業績を反映し、かつ常に公正さが保たれていなければならない。
- ・ 一定以上の報酬を受取る役員および社員については、報酬の相当部分を繰延払いとし、短期的な利益とより長期的なグループ経営とのバランスを保つものとする。
- ・ 繰延べられた報酬は、重大な収益の変更やその他野村のビジネスに大きな損害を及ぼす事態が起きた場合には、没収または「クローバック」に服するものとすべきである。
- ・ 報酬が高いほど繰延払いの比率は高くなる。また、繰延べられた報酬の一部は、適当な権利制限期間のある株式関連報酬等、中長期的なインセンティブプランの形で支払う。
- ・ 賞与・報酬額の保証は、新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合でのみ行うものとする。また、複数年の保証は原則的には行わないようにする。
- ・ 経営幹部に対する特別または高額な退職金または退職（セベランス）パッケージの保証は行わないものとする。
- ・ 会社として全ての業務分野を尊重し、組織および規制当局・政府のニーズを踏まえた報酬の支払体系を構築すべく努力する。

⑥ガバナンスとコントロール

- ・ 本方針の制定および改廃は、非常勤の社外取締役が過半を占める野村ホールディングスの報酬委員会の承認を必要とする。
- ・ 野村ホールディングスの取締役および執行役の報酬に関する方針ならびに個別の額については、本方針に沿った範囲で、野村ホールディングスの報酬委員会が決定する。
- ・ 経営幹部の契約について、本方針に沿った内容となっているかどうかを確認・承認するプロセスを全社ベースで導入する。ここでは人事部門が事務局機能を果たし、財務部門、リスク管理部門、海外のグループ会社における報酬委員会の関与も得ながら、内容を経営会議でレビューするものとする。
- ・ リスク管理部門およびコンプライアンス部門の社員の報酬は、ビジネス部門から独立して決定されるものとする。
- ・ 報酬委員会は、報酬体系および水準を議論するにあたっては、必要に応じて専門機関のアドバイスを受けるものとする。

(3) 取締役および執行役にかかる報酬の方針

上記の野村グループの報酬の基本方針を受けて、取締役および執行役にかかる報酬の方針を以下のとおり定めております。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①ベースサラリー

- ・ ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に決定する。
- ・ ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬には一定の権利行使制限期間を設けることにより、株主との中長期的な利益の一致を図るものとする。

②年次賞与

- ・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
- ・年次賞与の水準に応じて、一部の支払いを将来に繰延べることがある。また、株主との中長期的な利益の一致を図るため、繰延べた賞与の一部を現金ではなく、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬で支払うことがある。このように繰延べた報酬については、一定の事由に該当する場合、支給しない、ないし没収する場合がある。

③長期インセンティブプラン

- ・個人毎の職務および業績に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
- ・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との中長期的な利益の一致を図るため、一定の権利行使制限期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

(4)当該事業年度に係る取締役および執行役の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由
当期においては、報酬委員会を7回開催し、以下のとおり検討を重ねて参りました。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2020/04/24	討議：2020年3月期の役員賞与について	全員出席
2020/05/08	決議：2020年3月期の役員賞与について	(同上)
2020/06/24	決議：取締役会の招集権を有する取締役、委員会の職務執行状況を取締役に報告する取締役の選定 決議：報酬の方針について 決議：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について 討議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2020/08/25	討議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2020/10/28	討議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2020/12/03	決議：役員報酬（賞与）決定プロセスの改訂について	(同上)
2021/03/26	決議：2021年4月以降のベースサラリーについて 討議：2021年3月期の役員賞与について 討議：2022年3月期の役員報酬（賞与）決定プロセスについて	(同上)

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2021年3月期に係る役員報酬は、報酬の方針に沿ったものであり、かつ、妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項 目	支 払 額
(1) 報酬等の額	963百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,457百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積もりの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

第117期末連結貸借対照表（前期数値はご参考）

			(単位：百万円)		
科 目		前 期 (2020年3月31日)	当 期 (2021年3月31日)	科 目	
(資 産 の 部)				(負 債 の 部)	
現 金 ・ 預 金	3,874,948	4,164,735	短 期 借 入	1,486,733	1,368,098
現 金 お よ び 現 金 同 等 物	3,191,889	3,509,754	支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	4,397,082	4,570,918
定 期 預 金	309,373	281,422	顧 客 に 対 す る 支 払 債 務	1,467,434	1,454,755
取引所預託金およびその他の顧客分別金	373,686	373,559	顧 客 以 外 に 対 す る 支 払 債 務	1,653,495	1,773,699
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	5,116,913	4,142,447	受 入 銀 行 預 金	1,276,153	1,342,464
貸 付 金	2,857,405	2,943,472	担 保 付 調 達	18,028,339	15,133,573
顧 客 に 対 す る 受 取 債 権	541,284	459,090	買 戻 条 件 付 売 却 有 価 証 券	16,349,182	13,360,429
顧 客 以 外 に 対 す る 受 取 債 権	1,731,236	793,669	貸 付 有 価 証 券 担 保 金	961,446	1,380,629
貸 倒 引 当 金	△13,012	△53,784	そ の 他 の 担 保 付 借 入	717,711	392,515
担 保 付 契 約	15,907,112	16,039,438	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	8,546,284	9,473,261
売 戻 条 件 付 買 入 有 価 証 券	12,377,315	10,775,078	そ の 他 の 負 債	1,034,448	1,239,167
借 入 有 価 証 券 担 保 金	3,529,797	5,264,360	長 期 借 入	7,775,665	7,975,012
トレーディング資産およびプライベート エ ク イ テ ィ ・ デ ッ ト 投 資	16,898,100	15,738,179	負 債 合 計	41,268,551	39,760,029
ト レ ー デ ィ ン グ 資 産	16,853,822	15,674,354	コミットメントおよび偶発事象		
プライベートエクイティ・デット投資	44,278	63,825	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,202,742	2,431,681	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備	440,512	464,449	授権株式数	6,000,000,000株	
(2020年3月31日現在 397,114百万円 2021年3月31日現在 395,429百万円 の減価償却累計額控除後)			発行済株式数		
トレーディング目的以外の負債証券	455,392	426,758	2020年3月31日現在	3,493,562,601株	
投 資 持 分 証 券	112,175	126,649	2021年3月31日現在	3,233,562,601株	
関連会社に対する投資および貸付金	367,641	364,393	発行済株式数（自己株式控除後）		
そ の 他	827,022	1,049,432	2020年3月31日現在	3,038,587,493株	
			2021年3月31日現在	3,063,155,434株	
			資 本 剰 余 金	683,232	696,122
			利 益 剰 余 金	1,645,451	1,533,713
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	△26,105	△38,144
			自 己 株 式 （ 取 得 価 額 ）	△243,604	△91,246
			自己株式数		
			2020年3月31日現在	454,975,108株	
			2021年3月31日現在	170,407,167株	
			当 社 株 主 資 本 合 計	2,653,467	2,694,938
			非 支 配 持 分	77,797	61,513
			資 本 合 計	2,731,264	2,756,451
資 産 合 計	43,999,815	42,516,480	負 債 ・ 資 本 合 計	43,999,815	42,516,480

当期より会計基準アップデート第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」を適用した結果、予想信用損失の計上対象となる金融商品について、2020年4月1日期首時点で、貸倒引当金が1,972百万円、その他の負債が638百万円、繰延税金資産が72百万円それぞれ増加し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は2,538百万円の減少となります。公正価値オプションを選択した金融商品について、2020年4月1日期首時点で貸付金の帳簿価格が9,774百万円減少し、その他の負債5,888百万円を追加計上し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は15,662百万円の減少となります。

第117期連結損益計算書（前期数値はご参考）

(単位：百万円)			
科 目	前 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
委託・投信募集手数料	308,805	376,897	
投資銀行業務手数料	103,222	108,681	
アセットマネジメント業務手数料	238,202	230,047	
トレーディング損益	356,609	310,040	
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	△93	12,734	
金融収益	794,472	356,466	
投資持分証券関連損益	△14,726	14,053	
その他の	165,991	208,317	
収益合計	1,952,482	1,617,235	
金融費用	664,653	215,363	
収益合計（金融費用控除後）	1,287,829	1,401,872	
人件費	479,420	507,906	
支払手数料	106,123	111,550	
情報・通信関連費用	170,317	178,835	
不動産関係費	72,986	72,367	
事業促進費用	31,885	13,520	
その他の	178,837	287,023	
金融費用以外の費用計	1,039,568	1,171,201	
税引前当期純利益	248,261	230,671	
法人所得税等	28,894	70,274	
当期純利益	219,367	160,397	
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	2,369	7,281	
当社株主に帰属する当期純利益	216,998	153,116	

第117期連結資本勘定変動表（前期数値はご参考）

(単位：百万円)			
科 目	前 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	当 期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	
資本	金高	594,493	594,493
期首	高	594,493	594,493
期末	高	594,493	594,493
資本	金高	687,761	683,232
期首	高	687,761	683,232
期末	高	683,232	696,122
利益	金高	1,486,825	1,645,451
期首	高	1,486,825	1,645,451
期末	高	1,645,451	1,533,713
累積的その他の包括利益	金高	17,833	△26,274
期首	高	△44,107	44,590
期末	高	△26,274	18,316
確定給付年金制	金高	△71,107	△62,571
期首	高	8,536	19,094
期末	高	△62,571	△43,477
自己株式	金高	24,224	62,740
期首	高	38,516	△75,723
期末	高	62,740	△12,983
自己株式	金高	△26,105	△38,144
期首	高	△108,968	△243,604
期末	高	△150,009	△11,000
従業員に対する発行株式	金高	15,373	13,165
期首	高	—	139,204
期末	高	△243,604	△91,246
当社株主資本合計	金高	2,653,467	2,694,938
当期	高	2,653,467	2,694,938
非支配持分	金高	49,732	77,797
期首	高	△1,483	△1,416
期末	高	2,369	7,281
非支配持分に帰属する当期純利益	金高	△302	944
非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益	金高	18,264	673
為替換算調整額	金高	9,217	△23,766
子会社株式の購入・売却等（純額）	金高	77,797	61,513
その他の増減（純額）	金高	2,731,264	2,756,451
期首	高	2,731,264	2,756,451
期末	高	2,731,264	2,756,451

(1) 「会計原則の変更による累積的影響額」は会計基準アップデート第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 松村 洋季 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎 ㊞
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
注記21. その他の追加情報「米国顧客との取引に起因した損害」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において米国顧客との取引に起因した損失を計上している。また、注記20. 重要な後発事象「米国顧客との取引に起因した損害」に記載されているとおり、会社は、米国顧客との取引に起因する2021年4月1日以降の追加損失を開示している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

当事業年度の監査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、会計監査人との連携や執行役等からの報告については、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しつつ、実施しました。

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監 査 委 員 長 島 崎 憲 明

監 査 委 員 園 マ リ

監 査 委 員 宮 下 尚 人

（注）島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第117期末貸借対照表

(2021年3月31日現在)

第117期損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)			
資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,210,514	流 動 負 債	2,366,695
現金および預金	166,525	短 期 借 入 金	2,109,493
金 銭 の 信 託	39	1 年内償還予定の社債	6,700
短 期 貸 付 金	3,913,319	貸 借 取 引 担 保 金	91,057
未 収 入 金	67,339	未 払 法 人 税 等	26,696
そ の 他	63,293	賞 与 引 当 金	45,418
固 定 資 産	3,680,832	そ の 他	87,331
有 形 固 定 資 産	21,015	固 定 負 債	3,013,942
建 物	9,165	社 債	1,200,148
器 具 備 品	11,577	長 期 借 入 金	1,793,245
土 地	210	そ の 他	20,549
建 設 仮 勘 定	64	負 債 合 計	5,380,637
無 形 固 定 資 産	71,067	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	71,066	科 目	金 額
そ の 他	0	株 主 資 本	2,468,780
投資その他の資産	3,588,750	資 本 金	594,493
投資有価証券	120,054	資 本 剰 余 金	559,676
関係会社株式	2,446,405	資 本 準 備 金	559,676
その他の関係会社有価証券	38,233	利 益 剰 余 金	1,405,660
関係会社長期貸付金	904,355	利 益 準 備 金	81,858
長期差入保証金	23,610	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,323,802
繰延税金資産	35,053	繰越利益剰余金	1,323,802
そ の 他	21,063	自 己 株 式	△91,049
貸倒引当金	△23	評価・換算差額等	33,096
		その他有価証券評価差額金	42,098
		繰延ヘッジ損益	△9,002
		新 株 予 約 権	8,834
		純 資 産 合 計	2,510,710
資 産 合 計	7,891,346	負債・純資産合計	7,891,346

(単位：百万円)			
科 目	金 額		
営 業 収 益	328,625		
資 産 利 用 料	99,915		
不 動 産 賃 貸 収 入	30,805		
商 標 使 用 料	40,303		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	102,999		
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	49,499		
そ の 他 の 売 上 高	5,104		
営 業 費 用	238,052		
人 件 費	41,596		
不 動 産 関 係 費	42,912		
事 務 費	61,572		
減 価 償 却 費	31,743		
租 税 公 課	2,522		
そ の 他 の 経 費	4,637		
金 融 費 用	53,070		
営 業 利 益	90,572		
営 業 外 収 益	5,462		
営 業 外 費 用	7,043		
経 常 利 益	88,992		
特 別 利 益	11,343		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,563		
受 取 補 償 金	5,863		
新 株 予 約 権 戻 入 益	918		
特 別 損 失	114,170		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	26		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	196		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	119		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	113,261		
固 定 資 産 除 売 却 損	568		
税 引 前 当 期 純 損 失	△13,835		
法人税、住民税および事業税	6,960		
法 人 税 等 調 整 額	△19,286		
当 期 純 損 失	△1,508		

第117期株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

科 目					金 額
株主資本					
当 期 首 残 高					594,493
当 期 末 残 高					594,493
資 本 剰 余 金					
資 本 剰 余 金					559,676
当 期 首 残 高					559,676
当 期 末 残 高					559,676
資 本 剰 余 金 合 計					559,676
利 益 剰 余 金					
利 益 剰 余 金					81,858
当 期 首 残 高					81,858
当 期 末 残 高					81,858
そ の 他 利 益 剰 余 金					
繰 越 利 益 剰 余 金					1,540,967
当 期 首 残 高					1,540,967
当 期 末 残 高					1,540,967
剰 余 金 の 配 当					△76,358
当 期 純 損 失					△1,508
自 己 株 式 の 処 分					△95
自 己 株 式 の 消 却					△139,204
当 期 変 動 額 合 計					△217,165
当 期 末 残 高					1,323,802
利 益 剰 余 金 合 計					
利 益 剰 余 金 合 計					1,622,825
当 期 首 残 高					1,622,825
当 期 末 残 高					1,622,825
剰 余 金 の 配 当					△76,358
当 期 純 損 失					△1,508
自 己 株 式 の 処 分					△95
自 己 株 式 の 消 却					△139,204
当 期 変 動 額 合 計					△217,165
当 期 末 残 高					1,405,660
自 己 株 式					
自 己 株 式					△243,407
当 期 首 残 高					△243,407
当 期 末 残 高					△243,407
自 己 株 式 の 取 得					△11
自 己 株 式 の 処 分					13,165
自 己 株 式 の 消 却					139,204
当 期 変 動 額 合 計					152,358
当 期 末 残 高					△91,049

科 目					金 額
株主資本合計					
当 期 首 残 高					2,533,587
当 期 末 残 高					2,533,587
剰 余 金 の 配 当					△76,358
当 期 純 損 失					△1,508
自 己 株 式 の 取 得					△11
自 己 株 式 の 処 分					13,070
当 期 変 動 額 合 計					△64,807
当 期 末 残 高					2,468,780
評 価 ・ 換 算 差 額 等					
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金					
当 期 首 残 高					33,920
当 期 末 残 高					33,920
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					8,178
当 期 変 動 額 合 計					8,178
当 期 末 残 高					42,098
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					
当 期 首 残 高					16,386
当 期 末 残 高					16,386
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△25,388
当 期 変 動 額 合 計					△25,388
当 期 末 残 高					△9,002
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計					
当 期 首 残 高					50,306
当 期 末 残 高					50,306
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△17,210
当 期 変 動 額 合 計					△17,210
当 期 末 残 高					33,096
新 株 予 約 権					
当 期 首 残 高					14,668
当 期 末 残 高					14,668
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△5,834
当 期 変 動 額 合 計					△5,834
当 期 末 残 高					8,834
純 資 産 合 計					
当 期 首 残 高					2,598,561
当 期 末 残 高					2,598,561
剰 余 金 の 配 当					△76,358
当 期 純 損 失					△1,508
自 己 株 式 の 取 得					△11
自 己 株 式 の 処 分					13,070
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△23,044
当 期 変 動 額 合 計					△87,851
当 期 末 残 高					2,510,710

招 集 し 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村洋季	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原尚	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗田俊郎	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第117期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

当事業年度の監査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、会計監査人との連携や子会社も含めた往査および調査については、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しつつ、実施しました。

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号口およびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体

制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、2021年3月、当社の米国子会社において、米国顧客との取引に起因して多額の損害が生じる事案が発生しました。当監査委員会は、外部法律事務所を起用して調査を実施し、調査結果を踏まえ、リスク管理態勢の更なる強化の必要性について意見および提言を取締役会に報告しました。今後、改善策の策定ならびに実施状況を含めた野村グループの内部管理態勢強化の状況について、注意深く監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 島 崎 憲 明

監査委員 園 マ リ

監査委員 宮 下 尚 人

(注) 島崎憲明および園マリは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主メモ

株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人/特別口座管理機関
三菱UFJ信託銀行
(連絡先)

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711 (東京)
0120-094-777 (大阪)
【受付時間 平日 9:00～17:00】

- ※ 株主様の各種お手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。
- ※ 特別口座に記録された株式に関するお手続きについては、上記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは、野村グループホームページをご覧ください。



野村 株式等に関するお手続き

検索



第117期 期末配当金のお支払いについて

第117期 期末(2021年3月31日基準日) 配当金につきましては、2021年6月1日(火)よりお支払いを開始いたします。

「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は、**2021年7月2日(金)まで**に、最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

配当金の口座振込について

配当金のお受け取りは、口座振込みが便利です。口座振込みをご利用いただきますと、配当金の支払い開始日に、ご指定の口座にて確実にお受け取りいただけます。

- ① 証券会社で受け取る
株式をお預けの証券会社の口座で、お預けの株式の配当金をお受け取りいただけます。
- ② 銀行口座で受け取る
ご指定の銀行口座で配当金をお受け取りいただけます。

配当金のお受け取り方法のご変更につきましては、左記の案内もご参照いただき、お取引の証券会社にてご確認の上、お手続きください。

株式等の税務関係のお手続きに関しましては、マイナンバー(個人番号)のお届出が必要です。お届出をされていない株主様におかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバー(個人番号)のお届出をお願いします。

株主総会に関するお問い合わせ先

野村ホールディングス株式会社 グループ総務部
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1
電話 03-5255-1000(代表)

第117回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

① 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容 および当該体制の運用状況の概要……………	1
② 連結計算書類の連結注記表……………	8
③ 計算書類の個別注記表……………	34

本内容は、法令および当社定款第25条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイト（<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>）に
掲載することにより、株主の皆様提供しております。

野村ホールディングス株式会社

① 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。また、当期における当該体制の運用状況の概要は、それぞれ項目ごとに破線枠内に記載のとおりです。

＜野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制＞

当社は、当社および野村グループの業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および野村グループの経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

さらに、取締役会は、顧客の利益の重視・社会的使命の十分な自覚・法令等の遵守・社会貢献活動への取組みなど、野村グループの役職員すべてが遵守すべき指針として「野村グループ行動規範」を定め、これを徹底させるものとする。

〈Ⅰ. 監査委員会に関する事項〉

監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、野村グループの業務の適正の確保に資するものとする。

1. 職務を補助する取締役および使用人

- (1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。
- (2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

2. 野村グループの監査体制

- (1) 当社は、監査委員会が子会社の監査委員会等と連携して監査を実施することができるよう、持株会社である当社を中心としたグループ監査体制を構築する。

- (2) 監査委員会は、必要に応じて子会社の監査委員会等と連携し、野村グループの業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社の監査委員会は、原則として子会社である野村證券の監査等委員会と合同で開催しております。さらに、国内の子会社の監査役や監査等委員を、当社の常勤監査委員や野村證券の監査特命取締役等が兼務することで密接に連携を図っております。また、野村グループでは海外3地域（欧州、米州、アジア）のそれぞれを統括する持株会社に監査委員会を設けており、当社の監査委員会はそれらの長と各地域の監査業務上の課題や問題意識に関する情報共有を行っております。

3. 監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。
- (2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。
- (3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社または当社の子会社に対する実査を行うことができる。
- (4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員会の選定する監査委員は、経営会議や内部統制委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末監査結果および財務報告に係る内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員は、EY新日本有限責任監査法人と定例の会議を実施するほか適宜に意見を求めるなど、EY新日本有限責任監査法人と監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

また、監査委員は、自ら当社の部室および野村證券の部室または営業店等の往査、野村證券以外の子会社往査を行っているほか、子会社往査を行った野村證券の監査等委員または監査特命取締役から報告を受けております。

なお、監査委員会は、外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて当該弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えております。

4. 内部監査部門との連携

- (1) 内部監査に係る実施計画および予算の策定ならびに内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を得なければならない。
- (2) 監査委員会は、監査委員の内部統制委員会への出席、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

監査委員が出席する内部統制委員会は、野村グループの業務運営体制に係る内部統制の整備および評価に関する基本事項ならびに企業行動の適正化に関する事項について審議・決定しております。

監査委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるなど、内部監査部門との連携を行っております。

また、監査委員長と常勤の監査委員は、会計監査人および内部監査を担当する執行役員と、定例の会議を設けて監査上の問題認識などの共有と意見の交換を行っており、野村グループの監査活動の充実に努めております。

〈Ⅱ. 執行役に関する事項〉

1. コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制

- (1) 野村グループ行動規範の遵守および徹底

執行役は、「野村グループ行動規範」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規範の浸透を図り、その遵守を徹底する。

- (2) コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備

執行役は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備に努めるものとする。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するための業務管理者等、コンプライアンス責任者を野村グループ各社に置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

- (3) コンプライアンス・ホットライン

- ① 執行役は、野村グループにおける会計および会計監査に関する事項を含む法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、当社の取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ② 執行役は、コンプライアンス・ホットラインに対する匿名の通報および通報内容の機密保持を保障する。

- (4) 金融犯罪等に関する体制の整備

野村グループは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施し、贈収賄を防止し、また、反社会的勢力または団体との一切の取引および経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないものとする。執行役はそのために必要な体制の整備を行う。野村グループは反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社は、全役職員が社会規範に沿った行動ができるようにするため、野村グループの一員として取るべき行動の指針を示した「野村グループ行動規範」を策定し、野村グループの役職員は毎年1回、この行動規範の遵守を宣誓することとしております。今期は、過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする日である毎年8月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」に、適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション等を行うとともに、行動規範を遵守することへの宣誓を行いました。

当社は、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理が経営の最重要課題の一つとの認識のもと、行動規範の浸透並びにコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理について議論・審議する場としてコンダクト委員会を設けるとともに、管理の枠組みとして「野村グループ・コンダクト・プログラム」を策定しています。同プログラムでは、三線管理の考えのもと、第一線、第二線、第三線の役割を明確に定め、実効的な体制整備を進めております。第一線の各部門にシニア・コンダクト・オフィサーを設け、部門の状況に応じたコンダクト・リスク管理を進めています。そして、第二線であるコンプライアンス部門においては、「組織規程」および「グループ・コンプライアンス規程」に基づき、野村グループのコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を整備してその実効性を維持する責任者としてコンプライアンス統括責任者を選任するとともに、各社および海外各地域にコンプライアンス責任者を設けております。コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンス統括部署であるグループ・コンプライアンス部への指示等を通じて、各社および海外地域のコンプライアンス責任者と連携し、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理態勢の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備・維持を図っております。

当社の設置する「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン」では、情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とし、情報提供に関する秘密が厳守される体制を確保しております。情報提供における匿名性の確保を強化するため、専門の外部業者が提供する外部通報窓口も導入しております。また、当社は消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」の登録事業者として登録されております。

野村グループでは「野村グループ行動規範」において、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）に関して、犯罪収益の金融資本市場への流入やテロリストへの資金供与を防ぐために高いレベルの管理体制をもってこれを防ぐことを基本方針としています。さらに、AML/CFTに係るグローバルな方針として「野村グループ・マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策方針」を制定し、各地域・グループ会社で策定すべき共通ルールを規定しています。野村グループでは「野村グループ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針」に基づき、野村グループのAML/CFT管理態勢を整備してその実効性を維持する責任者としてグループAML/CFT統括責任者を選任しており、また、グループAML/CFT統括責任者を補佐する役割を担う金融犯罪対策部を設置しております。野村グループ各社にはAML/CFT管理態勢に責任を負うマネー・ローンダリング対策コンプライアンス・オフィサーを設置しています。

野村グループでは、反社会的勢力との取引を排除するため、「野村グループ行動規範」の中で、反社会的勢力または団体との取引の遮断についても定めており、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針としております。

2. リスク管理体制

- (1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、野村グループの業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、野村グループ各社においてその把握と管理に努める。
- (2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、野村グループのリスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 執行役は、野村グループにおけるリスク管理体制の整備状況について統合リスク管理会議に報告する。統合リスク管理会議においては、当該報告に基づき野村グループ全体におけるリスク管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および野村グループの役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定めて野村グループの事業遂行にともなうリスクを把握・管理しております。

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって野村グループの適切なリスク管理に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、業務の執行にかかる種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

業務運営から生じるリスクは、リスク・アペタイトの範囲内に抑制するという基本方針のもと、経営会議または経営会議から委任を受けた統合リスク管理会議が、リスク管理に関する重要事項を審議し、決定しております。

また、当社は、野村グループにおける危機管理の基本原則を「野村グループ危機管理規程」に定めております。野村グループ各社においては、同規程に基づき、危機管理責任者が選任され、各社の危機管理の基本方針を定め、危機管理対策を審議しております。さらに当社は、グループ危機管理委員会を設置し、国内、海外における有事の際の業務継続対応をはじめ、グローバル・ベースでの危機管理態勢の整備を進めております。同委員会の決議内容は経営会議に対して報告されます。

3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 執行役は、取締役会に対し、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、野村グループの役職員による報告体制を整備する。

- (2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
- ①内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
 - ②コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理体制の整備運用状況
 - ③リスク管理状況
 - ④四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項ならびに財務報告に関する内部統制手続に関する事項を含む。）
 - ⑤コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議または野村グループ・コンダクト委員会に対しても報告を行う。経営会議または野村グループ・コンダクト委員会は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
- ①野村グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスおよびコンダクトに関する重要な事項
 - ②野村グループ各社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ③規制当局からの命令その他野村グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、野村グループの役職員が前項各号に掲げる事項を発見した場合、直ちに、監査委員または監査特命取締役に對して、直接または間接に報告が行われる体制を整備するものとする。
- (6) 当社は、前二項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈上記体制の運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、グループの財務状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、野村グループの全役職員に対して、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を発見した場合は、速やかに各社所定の者に報告を行わなければならないことを、定期的に周知、徹底しております。また、野村グループでは、「野村グループ・コンプライアンス・ホットライン運営規程」、「野村グループ行動規範」等により、当該報告を行ったことを理由とする解雇、降格、減給、その他不利益な取扱いを禁止しているほか、野村グループの全役職員に対して、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて野村グループの経営戦略および業務執行の決定ならびに業務執行を行う。
- (2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。
- (3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。
- (4) 経営会議は、各部門の事業計画および予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定または見直しを行い、野村グループの効率的な運営を確保する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議、統合リスク管理会議、内部統制委員会等の会議体を設置し、審議・決定しております。これらの会議体での審議状況について、取締役会は、各会議体から3カ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、経営戦略および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

- (1) 執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 執行役は、財務情報を含む野村グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するための体制を整備する。

〈上記体制の運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）については、いずれも関係法令および関連する社内規定ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

野村グループでは、顧客、株主および投資家等からの信頼を確保するため、金融商品取引法や取引所規則等の適時開示にかかる関連法規則を遵守し、野村グループ各社に関する非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進することを基本方針としております。上記方針のもと、当社では「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」を制定し、同指針に基づき情報開示委員会を設置しております。同委員会は、「野村グループ情報開示に関するグローバル指針」の内容を役職員に周知、徹底しているほか、情報開示に関するガイドラインを策定・実施するなど、公平かつ適時・適切な情報開示を行う体制を整備しております。

② 連結計算書類の連結注記表

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式および作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結計算書類作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体（あわせて「野村」）を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、当社は議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また、米国財務会計基準審議会編纂書（以下「編纂書」）810「連結」の規定に従い、当社が主たる受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、企業の議決権の20%から50%またはリミテッド・パートナーシップ等の3%以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については、持分法により処理され、その他の資産―関連会社に対する投資および貸付金に計上しております。なお、編纂書825「金融商品」のもとで、公正価値オプションを選択したエクイティ投資については持分法を適用せず、公正価値により評価し、トレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の勘定に計上しております。野村は経済的持分の39.3%を保有するアメリカン・センチュリー・カンパニーズ Inc.への投資に対して公正価値オプションを適用し、当該投資および関連する評価損益はその他の資産―その他および、収益―その他にそれぞれ計上しております。

また、編纂書946「金融サービス―投資会社」の対象となる投資会社は、その投資先に対して持分法や連結会計を適用せず、すべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動を損益として認識しております。投資会社子会社が保有する持分投資および負債投資はプライベートエクイティ・デット投資に計上しております。

〔連結〕

〔重要な会計方針〕

3. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

(1) トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(2) プライベートエクイティ・デット投資

プライベートエクイティ・デット投資は公正価値により評価されております。当該投資にかかる公正価値の変動額は、当連結会計年度の損益として認識しております。

(3) 投資持分証券

投資持分証券には、営業目的または営業目的以外の目的で取得された、上場および非上場の株式が含まれております。営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表においてその他の資産—投資持分証券に含まれており、営業目的以外で保有する投資持分証券は、その他の資産—その他に含まれております。

営業目的およびトレーディング活動を行っていない子会社で保有する営業目的以外の投資持分証券は、公正価値により評価し、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

(4) トレーディング目的以外の負債証券

トレーディング目的以外の負債証券は、主にトレーディング活動を行っていない子会社によって保有される負債証券で構成されます。当該トレーディング目的以外の負債証券は公正価値で計上され、評価損益は当連結会計年度の損益として認識しております。

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積もった耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。耐用年数が限定的な無形資産は利用可能期間にわたって定額法で償却しております。

5. 長期性資産

編纂書360「固定資産」（以下「編纂書360」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

編纂書360に従い、のれんおよびその他の非償却性無形資産を除く長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、必ず減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

6. のれんおよび無形資産

のれんおよび非償却性無形資産は編纂書350「無形資産－のれんおよびその他」に従い、年1回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

野村は公正価値で測定されていない金融債権の現在予想信用損失に対する引当金を編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）に従って計上しております。現在予想信用損失は、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む、キャッシュ・フローの回収可能性に関する利用可能で、かつ、裏付け可能なすべての情報を考慮して、対象となる金融債権の予想残存期間にわたり、個別に、またはポートフォリオごとに計算されます。現在予想信用損失の計算にあたり、未収利息は金融商品の償却原価から控除しております。現在予想信用損失を決定するにあたって野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の便法が当社で適用されているかどうか、および金融債権から生じる予想信用損失が重大であるかどうかに依拠しております。

(2) 未払退職・年金費用

編纂書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、確定給付年金において年金資産の公正価値と予測給付債務の差額として測定した制度の財政状態を認識しております。

未認識過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間で定額償却しております。

未認識の数理計算上の損益については、回廊額（＝予測給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10％）を超える部分を、従業員の平均残存勤務期間にわたり定額償却しております。

8. ヘッジ会計の方法等

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、発行済みの負債証券などのトレーディング目的以外の特定の負債の市場リスクおよび海外事業への純投資にかかる為替リスクを管理することであります。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産または負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であるようヘッジ指定され、ヘッジ対象資産負債の公正価値の変化および為替変動と高い相関性を有しております。野村は公正価値ヘッジまたは純投資ヘッジをこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融費用または為替換算調整勘定に含めて処理しております。

上記の他、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを管理するため、トレーディング目的以外でデリバティブを利用しております。また、投資持分証券の株価変動リスクを管理するため、特定のトレーディング負債を保有しております。

〔連結〕

9. 外貨換算

連結計算書類の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、連結貸借対照表の累積的其他の包括利益に含まれております。外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

10. 日本国内の100%子会社は連結納税制度を導入しております。

11. 会計方針の変更

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準の要約は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
会計基準アップデート(以下「ASU」) 第2016-13号 「金融商品の信用損失の測定」 ⁽¹⁾	- 貸付金、負債証券や受取債権といった金融商品のうち、公正価値の評価差額が損益認識されないものについて、信用損失の認識と測定に関する新たなモデルを導入します。このモデルは、公正価値の評価差額が損益認識されないローン・コミットメント、スタンバイ信用状および保険として会計処理されない金融保証など、貸借対照表に認識されない信用エクスポージャーにも適用されます。 - 新たなモデルでは、対象となる金融商品が組成、取得または発行された際に全期間にわたる現在予想信用損失が認識されます。 - 現行基準における発生信用損失モデルを置き換えます。 - 一定の金融商品について、適用日に公正価値オプションを選択することを許容します。 - 信用リスクの内容、予想信用損失の見積もりや監視に用いる手法、予想信用損失に関する見積もりの変更等について、定性的および定量的な開示を要請します。	2020年4月1日から修正 遡及法により適用	予想信用損失の計上対象となる金融商品について、2020年4月1日時点で貸倒引当金が1,972百万円、その他の負債が638百万円、繰延税金資産が72百万円それぞれ増加し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は2,538百万円の減少となりました。 公正価値オプションを選択した金融商品について、2020年4月1日時点で貸付金の帳簿価格が9,774百万円減少し、その他の負債5,888百万円を追加計上し、利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は15,662百万円の減少となりました。 適用日における予想信用損失引当金は、新型コロナウイルス感染症の影響による借手の信用リスクの増加を反映しています。適用日における公正価値は、信用リスクの増加および新型コロナウイルス感染症の影響を受けた金融市場を考慮し減少しました。
ASU第2019-12号 「法人所得税の会計処理の簡素化」	- 編纂書740「法人所得税」の一般原則に対する例外規定（例：持分法投資にかかる繰延税金負債の計上要求に対する在外子会社が持分法適用関連会社になった場合の例外規定、在外子会社にかかる繰延税金負債の不計上を認める規定に対する在外持分法適用関連会社が子会社になった場合の例外規定）を削除することにより、法人所得税に関する会計処理を簡素化します。 - フランチャイズ税（または類似する税）のうち、部分的に所得に応じて課税されるものについて、所得に対応する部分は法人所得税等として、それ以外の部分は法人所得税等以外の項目として認識することを要求します。 - 法人所得税に関する会計処理の簡素化および明確化のため、その他の軽微な変更を行います。	2020年4月1日から適用 しました。	適用による重要な影響はありませんでした。また、将来の報告期間において重要な影響は見込まれておりません。

(1) ASU第2018-19号「トピック326「金融商品 - 信用損失」の改善」、ASU第2019-04号「トピック326「金融商品 - 信用損失」、トピック815「デリバティブ及びヘッジ」およびトピック825「金融商品」の改善」、ASU第2019-05号「金融商品 - 信用損失（トピック326）の特定項目を対象とした移行の救済措置」、ASU第2019-09号「トピック326「金融商品 - 信用損失」の改善」およびASU第2019-10号「トピック326「金融商品 - 信用損失」、トピック815「デリバティブ及びヘッジ」およびトピック825「金融商品」の改善」により更に修正されました。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
ASU第2017-04号 「のれんの減損テストの簡略化」	・ 報告単位に帰属するのれんの暗示的な公正価値と帳簿価額を比較し減損損失の金額を算定することを求める現行規定を削除することで減損テストを簡素化します。 ・ のれんが帰属する報告単位の帳簿価格が公正価値を超えている場合、当該差額を減損損失として認識します。 ・ 減損損失の測定時に、損金算入できるのれんの税効果が報告単位の帳簿価格に与える影響を考慮することが求められます。 ・ のれんの減損テストの実施時期や減損テストの対象となる報告単位のレベルには影響を与えません。	2020年4月1日以降に実施される減損テストより将来に向かって適用されます。	将来に実施される減損テストにおいて重要な影響は見込まれておりません。
ASU第2020-04号 「参照金利改革」	・ 参照金利改革の影響を受ける契約およびヘッジ関係に対する現行の会計基準の適用について、一時的な実務上の便法および例外処理を提供します。 ・ 参照金利の変換のみを行う契約変更は、救済措置の対象として現行の会計基準の契約変更の会計処理を適用せず、既存契約の継続として会計処理します。 ・ 参照金利改革の影響を受けるヘッジ関係のうち一定の要件を満たすものについては、参照金利の移行が継続される期間においてさまざまな実務上の便法を適用することが認められます。	本ASUで提供される実務上の便法および例外処理は2022年12月31日まで適用が認められます。	当連結会計年度において、重要な実務上の便法は適用されませんでした。 野村は参照金利の移行期間中に契約変更およびヘッジ会計に関連する実務上の便法の一部を適用する予定ですが、将来の報告期間において重要な影響は見込まれておりません。

〔収益認識に関する注記〕

12. 顧客に提供したサービスから得た収益

連結損益計算書の委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行および清算代行サービスから発生しております。投資銀行業務手数料は、財務アドバイザーサービス、引受および売出業務から発生しております。アセットマネジメント業務手数料は、アセットマネジメント業務から発生しております。

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行、ファンドの販売および清算代行サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手料は、ソフトダラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザーサービス	特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることとなります
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます
引受および売出業務		関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
アセットマネジメント業務	顧客向けローンシンジケート業務	
	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
	投資助言サービスの提供	成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます
	カストディや事務サービスの提供	カストディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます

〔連結〕

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、3か月ごと、もしくは6か月ごとに受領されます。

顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高は以下のとおりです。なお、契約資産の残高は重要ではありません。

顧客との契約から生じた受取債権	85,205百万円
契約負債 ⁽¹⁾	3,497百万円

(1) 契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

なお、前連結会計年度末の契約負債の残高は、当連結会計年度に収益として認識されます。前連結会計年度に充足済みの履行義務に基づき、当連結会計年度に1,565百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分した取引価格は1,187百万円です。なお、編纂書606の容認規定に基づき、当初から1年以内と見込まれる履行義務の、残存部分に関する開示は行っていないため、上記に含まれておりません。

〔会計上の見積もりに関する注記〕

13. 会計上の重要な見積もり

下表は、連結財務諸表に含まれる重要な会計方針やこれらの会計方針の適用に含まれる重要な会計上の見積もり、見積もりの要素、経営者による仮定、当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響について要約したものです。

重要な会計方針	重要な会計上の見積もり	経営者による重要な仮定	当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響 (新型コロナウイルス感染症 拡大の影響を含む)
訴訟引当金 注記16 「偶発事象」	損失の蓋然性の判定および、引当金と合理的に発生する可能性のある損失の測定	野村は通常の業務を行う仮定で訴訟及びその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として野村が負担する違約金や和解金等は野村の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。 損失の蓋然性の判断 ・訴訟引当金の計上は、損失発生時の蓋然性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合に必要とされます。 ・訴訟、調査、請求またはその他の行為について損失が生じる蓋然性が高いか、もしくは損失が生じる合理的な可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないかどうかの決定には重要な判断が要求されます。 ・このような判断には、通常、外部の弁護士の見解、裁判または類似案件に関する当社の過去の経験、規制当局による調査または訴訟手続きの進捗状況、および和解に対する相手方の意向を考慮します。 ・損失発生時の蓋然性が高いとまではいえない場合、引当金の計上は不要です。 引当金と合理的に発生する可能性のある損失の測定 ・損失が発生する蓋然性が高いと判断された場合で、かつ当該損失の金額または範囲を合理的に見積もることができる場合に引当金を計上します。 ・損失が生じる合理的な可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合で、かつ連結会計年度末において入手可能な情報に基づき発生し得る損失の範囲を合理的に見積もることができる場合には、引当金を超えて合理的に派生する可能性のある最大損失額を開示しております。 ・これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、これら法的手続き等が初期段階にある場合や、新たな法的論点が争われている場合この決定は特に困難です。 ・その他の事象と同様に、起こりうる結果は多岐にわたる可能性があります。	引当金を計上している、または損失発生時の可能性が合理的な場合を含む、野村が現在関与している法的事案の詳細については、注記16「偶発事象」を参照してください。 新型コロナウイルス感染症の拡大は訴訟に関する特定の手続きを遅らせていますが、最大損失の開示額や当連結会計年度末の引当金の計上額に直接重要な影響を与えることはありません。
金融商品の公正価値 注記18「金融商品」	金融商品の公正価値の見積もり	野村が保有する金融商品は主に公正価値で評価されており、野村の連結財務諸表において重要な残高を構成しております。それらの金融商品は観察可能な市場価格で評価されるもののほか、評価モデルや仮定等を使用して評価されるものもあり、その場合評価方法には判断が含まれます。 適切な評価手法の選択 ・活発な市場において観察可能な市場価格によって公正価値評価される金融商品については、野村は一般的に、当該金融商品の公正価値を決定するため、レベル1のインプットとして当該価格を使用します。 ・このような観察可能な価格が入手できない金融商品については、レベル2もしくは3のインプットにより公正価値が測定されます。異なる評価手法および仮定が適用された場合公正価値の測定結果は異なりうるため、適切な評価手法の選択と評価手法に適用される仮定の評価に重要な判断が含まれます。評価技法を選択する際には、これらの金融商品が取引される特定の状況、信頼性のあるインプットの利用可能性、関連する観察可能なインプットの使用の最大化、観察不能なインプットの使用の最小化などのさまざまな要因が考慮されます。 レベル3インプットの重要性 ・市場で観察不能なインプットが用いられる、公正価値レベル3の金融商品の公正価値評価は、より多くの判断を必要とします。	当社の公正価値の階層に関する方針及び活発又は活発でない主要市場における当社の評価手法については、注記18「金融商品」を参照してください。 市場は回復基調にあるものの、特定の金融商品においては新型コロナウイルス感染症拡大が市場の透明性を低下させる可能性があります。

〔連結〕

〔連結貸借対照表に関する注記〕

14. 担保に供している資産

トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資などに含まれる担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）。 5,587,555百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられている資産残高。 3,321,895百万円

野村が所有する有価証券および貸付金等であって、担保付借入取引等において、担保により保証するため、もしくはその他の目的のため差し入れられている資産残高。⁽¹⁾⁽²⁾ 1,470,358百万円

(1) 特別目的事業体を通じた資金調達および資産に対する支配を喪失しない譲渡取引において担保として差し入れているとみなされる資産残高を含みます。

(2) このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を21,368百万円差し入れております。

15. 証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結計算書類では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益―トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については、野村は最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が当連結会計年度において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは2,967億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は187億円でした。さらに当連結会計年度において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は2兆7,991億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは2兆5,639億円となっております。2021年3月31日現在で、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高は5兆3,235億円となっており、野村はこれらの特別目的事業体に対して1,596億円の持分を当初から継続的に保有しております。当連結会計年度において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額は270億円となっております。その他契約外の財務支援は行っておりません。

〔連結〕

16. 偶発事象

訴訟およびその他の法的手続き

野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生 of 蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。なお、当連結会計年度において41,131百万円の法的費用を金融費用以外の費用―その他に計上しております。また、これに関連した2021年3月31日現在の引当額は62,889百万円であり、その他の負債に計上しております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2021年5月17日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約480億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分でないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

2008年1月、当社の英国子会社であるノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、イタリア共和国ベスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めています。

また、同じく当社の英国子会社であるIBJノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ（UK）PLC（2000年より清算手続き中。以下「IBJN」）に対しても、同租税局により同様の請求がなされていました。2019年6月、イタリア最高裁判所は同租税局の主張を認め、IBJNに対し、IBJNが還付金として受領した約38百万ユーロおよび金利の返還を行うべき旨の判決を言い渡しました。

2010年10月および2012年6月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの2つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、2件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。1件目の訴訟は2010年10月5日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。2件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年6月に、NIPが被告として追加されたものです。これら2件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金の返還を請求するものです。

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローン住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行ってまいりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入してまいりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れてまいりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

〔連結〕

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、2005年から2007年にかけて発行された一部のRMBSにつき、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から6年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。6年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として、2011年から2014年にかけて、証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される6年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく引き続きニューヨーク州裁判所に係属中であり、専門家による証拠開示が行われています。これらの訴訟は事実に基づく情報が欠如し法的に不確定な部分が多く存在するため、当社は発生する蓋然性が高い、あるいは合理的に発生する可能性のある損失額を見積もることはできません。

2013年4月、モノラインの保険会社であるAmbac Assurance Corp（以下「Ambac」）は、野村の米国子会社であるノムラ・クレジット・アンド・キャピタル（以下「NCCI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカ・インク（以下「NHA」）に対して訴訟を提起し、Ambacが付保したローンの特性にかかる表明保証に関する契約違反、また、不実表示により付保を誘引する詐欺行為があったと主張しています。なお、NHAに対するすべての請求は裁判所に却下され、NCCIに対する訴訟は引き続きニューヨーク州裁判所に係属中で、専門家による証拠開示が行われています。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International (Cayman) Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の6年間に受け取ったと主張し、これを返還するよう、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき求めています。Madoff管財人によるNIPに対する返還請求の金額は、約21百万米ドルです。

2013年3月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、①MPSの元役員2名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11億ユーロであると主張しました。

2013年3月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年3月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引のもとで受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年9月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年4月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年4月3日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を发出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員3名、NIPならびにNIPの元役員および元職員2名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月1日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。またこれに付随する手続きとして、MPSの株主から民事上の損害賠償請求が行われています。

2019年11月8日、ミラノ刑事裁判所は、NIPの元役員および元職員を不正会計および相場操縦に関与したこと等について有罪とし、使用者であるNIPに対しても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する旨の判決を言い渡しました。また2020年5月12日付で、裁判所から、判決理由等の記載された判決書が交付されました。当該判決について、NIPはミラノ控訴裁判所に対し控訴しました。なお、すべての上訴手続きが終結するまで、上記罰金および利益の没収は強制執行されません。

上記のほか、NIPは当該デリバティブ取引にかかる以下に記載の事案を含む民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与しています。

2013年7月、MPSの大株主（Fondazione Monte dei Paschi di Siena（以下「FMPS」））は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました（以下「FMPS訴訟」）。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張していました。2020年9月、NIPとFMPSは和解契約を締結しました。NIPは今般の和解によりNIPの法的責任を認めるものではありません。この和解により、FMPSはNIPに対する請求を放棄し、両者は裁判所に対し、訴訟取下げの申立てを行いました。

〔連結〕

2018年1月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Alken Luxembourg S.A.（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計5名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約434百万ユーロの損害賠償を請求しています。

2019年5月、York Global Finance Offshore BDH（Luxembourg）Sàrlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計3名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約186.7百万ユーロの損害賠償を請求しています。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員3名、NIPの元役職員2名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年5月22日、CONSOBは、NIPの元役職員2名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ3か月間および6か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴しています。

2016年6月および2016年8月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.（以下総称して「シンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年3月、American International Group, Inc.の子会社数社（以下「AIG」）は、当社の米国子会社であるノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）を含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消または損害賠償を求めています。

国債、国際機関債および政府関連機関債の取引に関連するNIP、その他野村グループ内の該当会社およびその他当事者の活動に対し規制当局による競争法関連の調査が行われております。これらの調査は、NIPの欧州での活動を含むさまざまな事項に関係しており、当社およびNIPは、欧州委員会（以下「委員会」）から、過去の行為に関する委員会の初期見解を反映した異議申立て告知書を受け取っています。また、NIPおよびNSIは、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作により米国独占禁止法の違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっております。

同様に、NIPおよびNSIは、カナダ競争法の違反があったとして、カナダ連邦裁判所トロント事務所に提起された集団訴訟の被告となっています。また、NIPおよびNSIは、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟について送達を受けております。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引につき当局からの要請に対応しております。2021年2月1日、米国商品先物取引委員会は、2015年に行われた金利スワップ取引に関連して、野村の社員一名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

2017年9月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firstextile (Holdings) Limited（以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taishin International Bank、E.Sun Commercial Bank, Ltd.、CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2018年7月、イタリアにおけるNIPの元法人顧客は、NIPに対し、ローマ民事裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、両者間で2006年から2009年にかけて行われたデリバティブ取引に関するものであり、元法人顧客はNIPに対し、イタリアの破産法違反を主張し、約165百万ユーロの支払いを求めています。2021年3月、NIPは、その法的責任を認めない形で、元法人顧客との間で和解契約を締結し、本件訴訟は終結しました。

2017年8月、NIPは、ドイツのケルン検察より、同社および野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社（以下「該当会社」）は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。今後該当会社および元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至った場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

〔連結〕

2020年6月、NIPは、イタリアの顧客に対し、英国裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、両者間で2005年に行われたデリバティブ取引の有効性等の確認を求めるものです。2021年1月、同顧客は、これに反論書を提出し、既払金の返還等を求める反訴を提起しました。また2020年6月、同顧客は、NIPに対し、イタリアのパレルモ裁判所に、当該契約に基づく支払の差止を請求しました。請求は棄却されましたが、同顧客は控訴しています。

17. 保証債務

編纂書460「保証」に準拠し、債務保証にともない認識される義務に関して、その公正価値を負債として連結貸借対照表に計上しております。

債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる野村のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

なお、一定のデリバティブ取引によって、野村が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。野村はすべてのデリバティブ取引を公正価値で認識しております。野村は、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

デリバティブ取引 ⁽¹⁾⁽²⁾	322,635,226百万円
スタンバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽³⁾	206,072百万円

- (1) デリバティブ取引の帳簿価額（負債）は5,207,911百万円であります。
- (2) 上記のデリバティブ取引の金額に含まれていない野村が売手となるクレジット・デリバティブの想定元本額は17,705,867百万円であり、その帳簿価額（資産）は315,780百万円であります。
- (3) スタンバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額（負債）はゼロであります。

〔連結〕

〔金融商品に関する注記〕

18. 金融商品

金融商品の公正価値

野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

すべての公正価値は、編纂書820「公正価値測定と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

金融商品の内容およびリスク

野村のトレーディング業務は、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客が市場変化に合わせてそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。こうしたデリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があります。また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、欧州連合加盟各国政府および英国政府（以下「EU & UK」）およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。次の表は野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。なお、店頭デリバティブにつきましては、マスター・ネットिंग契約に基づき取引相手ごとに相殺し、かつ担保と相殺した後のエクスポージャー純額は、主な取引先業種である金融機関に対して5,006億円であります。

(単位：億円)					
2021年3月31日					
	日本	米国	EU & UK	その他	合計 ⁽¹⁾
政府債・地方債および政府系機関債	17,155	18,878	23,288	6,200	65,521

(1) 上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産—トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債・政府系機関債が当連結会計年度末2,987億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

金融商品の公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように3段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル1は最も透明性の高いデータを有し、レベル3は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル1

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観測可能な評価インプット

レベル2

レベル1に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観測可能な評価インプット

レベル3

野村の仮定や特定のデータを反映する観測不能な評価インプット

〔連結〕

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2021年3月31日現在のレベル別の金額は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2021年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	取引相手ごと および 現金担保との 相殺 ⁽¹⁾	当期末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資 ⁽²⁾⁽³⁾					
現物取引	73,859	67,427	3,662	—	144,948
デリバティブ取引	433	158,007	1,615	△147,859	12,196
貸付金および受取債権 ⁽⁴⁾	—	8,777	1,042	—	9,819
担保付契約 ⁽⁵⁾	—	3,483	182	—	3,665
その他の資産 ⁽²⁾	4,756	4,779	1,847	—	11,382
合計	79,048	242,473	8,348	△147,859	182,010
負債：					
トレーディング負債					
現物取引	65,356	14,361	64	—	79,781
デリバティブ取引	255	158,973	2,693	△146,969	14,952
短期借入 ⁽⁶⁾	—	5,316	1,033	—	6,349
支払債務および受入預金 ⁽⁷⁾	—	491	9	—	500
担保付調達 ⁽⁵⁾	—	3,524	5	—	3,529
長期借入 ⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾	46	35,461	5,472	—	40,979
その他の負債 ⁽¹⁰⁾	2,307	1,790	350	—	4,447
合計	67,964	219,916	9,626	△146,969	150,537

(1) デリバティブ資産および負債の取引相手ごとの相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。

(2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。当期末において、これらの投資はトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資に238億円、その他の資産に41億円含まれています。

(3) プライベートエクイティ・デット投資は持分または他の劣後資本（メザニンローン等）の非上場商品であります。公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。

(4) 貸付金のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。

(5) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。

(6) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。

(7) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。

(8) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。

(9) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。

(10) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておられません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。このうち、当連結会計年度末において連結貸借対照表計上額と見積公正価値に重要な差額があるものは長期借入です。長期借入については、仕組債を含む一定の金融商品は公正価値オプションの適用に基づき公正価値で計上されております。当該金融商品を除く長期借入は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象とならない限り、借入金額もしくは社債の償却原価で計上されております。公正価値オプションを選択しない長期借入の見積公正価値は、利用可能な取引所価格を用いることにより、または将来のキャッシュ・フローを割引くことにより推計しております。2021年3月31日における長期借入の連結貸借対照表計上額は7兆9,750億円、その公正価値または見積公正価値の金額は7兆9,784億円となっております。

〔連結〕

長期借入の満期年限別金額

2021年3月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値評価の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	(単位：億円)
2022年3月期	4,637
2023年3月期	7,795
2024年3月期	6,719
2025年3月期	10,275
2026年3月期	13,478
2027年3月期以降	35,613
小計	78,517
譲渡取消による担保付借入	1,233
合計	79,750

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、編纂書860に基づき売却取引ではなく、金融資産により担保され当社に遡及しない資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

19. 1株当たり情報

1株当たり株主資本 ⁽¹⁾	879.79円
基本的1株当たり当期純利益 ⁽²⁾	50.11円

- (1) 1株当たり株主資本は、当社株主資本合計を用いて算出しております。
- (2) 基本的1株当たり当期純利益は、当社株主に帰属する当期純利益を用いて算出しております。

〔その他注記〕

20. 重要な後発事象

米国顧客との取引に起因した損害

当社の子会社における、米国顧客との取引に起因した2021年4月1日以降の損失は5月13日現在で約650億円（約6.0億米ドル）になります。

譲渡制限株式ユニット

2021年5月17日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は64,439,400個（64,439,400株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

野村は、上記のRSU以外にも、当社の株価等と連動させた報酬制度を採用しております。本制度の対象となる使用人等は、その支給を得るために将来の一定期間当社の使用人等として業務に従事するなどの必要があり、一定事由による退職等があった場合、受給資格を失います。翌連結会計年度についても、当社は、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に対し、当社の株価等に連動した報酬の付与を行う予定です。当社は将来の支給時期直前の一定期間の当社株価等に連動する金額の現金またはこれに相当する額の資産等を支給します。

21. その他の追加情報

日本橋再開発事業にかかる権利変換

2020年5月20日、野村が組合員として参加する日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画が東京都により認可され、同年5月29日に権利変換の効力が生じました。

当該権利変換により、野村は当該地区において保有していた資産と引き換えに、再開発不動産の一部（権利床）を取得する権利を取得しました。併せて、家賃等の損失にかかる補償金を受け取る権利を取得しました。

当連結会計年度における連結損益計算書上、譲渡資産の帳簿価額と上記権利の公正価値との差額として認識した利益71,075百万円が収益—その他に計上されております。

米国顧客との取引に起因した損害

当社の米国子会社であるノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.ほか当社の子会社において、米国顧客との取引に起因し当連結会計年度において245,749百万円（約2,317百万米ドル）を損失として計上しています。当該損失は、米国顧客がプライムブローカレッジ取引における証拠金請求に応じられず債務不履行となったために生じたものであり、主に、当該取引に対して当社が保有するヘッジポジションの解消、および当社が当該顧客に対して保有している債権に対する貸倒引当金の認識により発生しています。なお、連結損益計算書上、トレーディング損益に△204,188百万円、金融費用以外の費用—その他に41,561百万円含まれております。

〔連結〕

野村不動産ホールディングス株式の減損

当連結会計年度末において、当社の持分法投資先である野村不動産ホールディングス株式会社の株価が簿価を下回っている期間、程度を勘案した結果、減損損失の認識が要求される一時的でない減損に該当すると判断し、47,661百万円の減損を計上しました。当該減損は、連結損益計算書上、金融費用以外の費用－その他に含まれております。

③ 計算書類の個別注記表

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア 時価のある有価証券

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ 時価のない有価証券

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3. 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

〔単体〕

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他の有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワップによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

〔収益認識に関する注記〕

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、契約期間に準じた時の経過に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、契約期間に準じた時の経過に応じてその他の売上高として収益認識しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 35,053百万円

〔単体〕

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	4,015,203百万円
短期金銭債務	2,233,566百万円
長期金銭債権	926,580百万円
長期金銭債務	8,868百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 42,587百万円

3. 差入有価証券等

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等8,523百万円の差入れを行っております。

4. 社債中の劣後特約付社債 354,500百万円

5. 保証債務の残高⁽¹⁾

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レボ取引	1,547,544百万円(2)
ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レボ取引	1,069,852百万円
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	デリバティブ	474,143百万円(2)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レボ取引	320,723百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	319,226百万円(2)
野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レボ取引	259,409百万円
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レボ取引	244,223百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レボ取引	102,557百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	株券貸借	79,045百万円
その他		61,498百万円(2)

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高

営業収益	327,256百万円
営業費用	91,850百万円
営業取引以外の取引高	1,992百万円

2. 特別損失

関係会社株式評価損は、主に当社の米州地域持株会社であるノムラ・ホールディング・アメリカInc.株式の純資産価値低下により評価減を行ったものであります。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	3,493,562,601	－	260,000,000	3,233,562,601

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	454,625,108	20,129	284,588,070	170,057,167

（変動事由の概要）

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求にともなう増加	20,129株
--------------------	---------

減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却にともなう減少	260,000,000株
新株予約権の権利行使や譲渡制限株式ユニットの割当にともなう減少	24,587,717株
単元未満株式の買増しにともなう減少	353株

〔単体〕

3. 新株予約権に関する事項⁽¹⁾

名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数	名称	新株予約権の 割当日	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
第47回	2012.6.5	普通株式	29,200株	第71回	2016.6.7	普通株式	1,330,000株
第48回	2012.6.5	普通株式	411,900株	第72回	2016.6.7	普通株式	203,200株
第49回	2012.6.5	普通株式	36,500株	第74回	2016.11.11	普通株式	2,370,400株
第50回	2012.6.5	普通株式	39,700株	第75回	2017.6.9	普通株式	852,600株
第54回	2013.6.5	普通株式	79,100株	第76回	2017.6.9	普通株式	1,003,900株
第57回	2014.6.5	普通株式	87,200株	第77回	2017.6.9	普通株式	1,541,400株
第58回	2014.6.5	普通株式	720,900株	第82回	2017.6.9	普通株式	276,700株
第61回	2014.6.5	普通株式	840,600株	第83回	2017.6.9	普通株式	63,900株
第62回	2014.11.18	普通株式	2,670,700株	第84回	2017.11.17	普通株式	2,475,300株
第63回	2015.6.5	普通株式	80,500株	第85回	2018.11.20	普通株式	2,316,300株
第64回	2015.6.5	普通株式	659,500株				
第65回	2015.6.5	普通株式	1,029,200株				
第68回	2015.11.18	普通株式	2,565,800株				
第69回	2016.6.7	普通株式	686,600株				
第70回	2016.6.7	普通株式	1,100,400株				

(1) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月8日 取締役会	普通株式	15,195	5.00	2020年3月31日	2020年6月8日
2020年10月28日 取締役会	普通株式	61,163	20.00	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月27日 取締役会	普通株式	45,953	15.00	2021年3月31日	2021年6月1日

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
有価証券等評価損	154,291百万円
地方税繰越欠損金	23,944百万円
繰延ヘッジ損益	8,158百万円
固定資産評価減	2,441百万円
ストック・オプション	336百万円
その他	3,167百万円
繰延税金資産小計	192,336百万円
評価性引当額	△135,469百万円
繰延税金資産合計	56,867百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,734百万円
繰延ヘッジ損益	△4,315百万円
その他	△765百万円
繰延税金負債合計	△21,814百万円
繰延税金資産の純額	35,053百万円

〔単体〕

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社および関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	摘要
子会社	野村證券株式会社	(所有) 直接 100%	諸設備の提供 資金の貸付 役員の兼任	情報処理システム 利用料の受取	89,001	未収収益	16,800	(注 1)
				資金の貸付	798,285	短期貸付金	41,100	(注 2)
				利息の受取	9,320	未収収益	644	(注 3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社 長期貸付金	350,000	(注 4)
子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	資金の貸付	225,000	—	—	
				コミットメントライン設定料の受入	700	—	—	
子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 保証料の受入	718,994 546	— 未収収益	— 566	(注 6)
子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	(所有) 直接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	1,069,852 520	— 未収収益	— 522	(注 6)
子会社	ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,569,796 13,755	短期貸付金 未収収益	2,480,850 1,625	(注 2)
子会社	ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカ LLC	(所有) 間接 100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	893,538 8,511	短期貸付金 未収収益	886,942 1,016	(注 2)
子会社	ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC.	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	102,557 42	— 未収収益	— 43	(注 6)
子会社	ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	(所有) 間接 100%	債務保証	債務保証 保証料の受入	244,223 107	— 未収収益	— 107	(注 6)
子会社	NHIアクイジション・ホールディングInc.	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	167,674 1,858	短期貸付金 未収収益	146,330 172	(注 2)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	1,965,622	短期借入金	1,862,650	(注 5)
				利息の支払	12,532	未払費用	1,163	
				債務保証 保証料の受入	1,547,544 861	— 未収収益	— 862	(注 6)
子会社	野村グローバル・ファイナンス株式会社	(所有) 直接 100%	資金の借入 債務保証	資金の借入	137,613	短期借入金	231,300	(注 5)
				利息の支払	948	長期借入金 未払費用	8,868 15	
				債務保証 保証料の受入	259,409 73	— 未収収益	— 73	(注 6)
子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダク ツInc.	(所有) 間接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 保証料の受入	474,143 256	— 未収収益	— 267	(注 6)
子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	228,943 5,181	関係会社 長期貸付金 未収収益	239,425 190	(注 2)
子会社	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株 式会社	(所有) 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	569,138 9,734	短期貸付金 未収収益	263,800 641	(注 2) (注 3)
				劣後特約付コミットメントラインの設定	320,000	関係会社 長期貸付金	247,930	(注 4)
				資金の貸付 コミットメントライン設定料の受入	240,578 179	— —	— —	
子会社	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会 社	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	69,933 536	短期貸付金 未収収益	63,598 34	(注 2)
関 連 会 社	株式会社野村総合研究所	直接 17.5%	システムソリューショ ンサービス	情報処理システム利用料等の支払	34,560	—	—	(注 7)
		間接 11.1%	コンサルティング・ナレ ッジサービスの購入	ソフトウェア等の購入	11,776	未払金	4,615	

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 情報処理システム利用料につきましては、当社の原価を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の貸付につきましては、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 取引金額および期末残高から注4.の劣後特約付コミットメントラインの設定にかかる取引を除いております。
4. 劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は融資限度額であります。
5. 資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。取引金額には、月末平均残高を記載しております。なお、担保は差し入れておりません。
6. 債務保証の内容につきましては、「貸借対照表に関する注記」5.保証債務の残高に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。
7. 情報処理システム利用料やソフトウェアにつきましては、コンピュータの運営維持にかかる費用やシステム開発にかかる原価、譲渡時の償却後簿価等を勘案し、取引ごとに決定しております。
8. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	819円55銭
1株当たり当期純損失	0円49銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(譲渡制限株式ユニットの付与)

2021年5月17日、当社は譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は64,439,400個（64,439,400株相当）です。RSUとは、付与から1年後から最長7年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。